

律の一部を改正する法律案、日程第三、公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告及び趣旨弁明を求めます。国土交通委員長谷公一君。

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

〔谷公一君登壇〕

○谷公一君 ただいま議題となりました兩法律案につきまして申し上げます。

まず、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律案について、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、建設業の働き方改革や建設現場の生産性の向上促進などを図るため、著しく短い期間を工事とする請負契約の締結の禁止、公共工事発注者に必要な工期確保等の方策を講ずることの努力義務化、建設資材製造業者等に対する勧告及び命令等の制度の導入、建設業の許可基準のうち経営能力に関する基準の緩和等の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る五月十六日本委員会に付託され、翌十七日石井国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、同日、法案審査に資するため、新国立競技場建設現場の視察を行いました。次いで、二日質疑を行い、同日質疑を終了し、二十四日採決の結果、全会一致をもつて原案のとおり可決す

べきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

次に、公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律案について、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

本案は、社会経済情勢の変化に対応した公共工事の品質確保を図ろうとするもので、その主な内容は、

第一に、公共工事に関し、国又は地方公共団体等が発注する測量、地質調査その他の調査及び設計を、公共工事に関する調査等として、本法律に明確に位置づけること、

第二に、基本理念において、災害復旧工事等の迅速かつ円滑な実施のための体制整備、適正な請負代金及び工期等による請負契約の締結、情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上等について定めること、

第三に、発注者等の責務として、災害時における緊急性に応じた適切な入札契約方法の選択、公共工事等の実施時期の平準化のための繰越明許費又は債務負担行為等の活用による翌年度にわたる工期等の設定等について定めること、

第四に、受注者等の責務として、公共工事等を実施する者は、下請負人に使用される技能労働者等の労働条件等が適正に整備されるよう、適正な請負代金及び工期等を定める下請契約を締結しなければならないこと

などであります。

本案は、去る五月二十四日の国土交通委員会において、全会一致をもつて委員会提出法律案として提出することに決したものであります。

なお、公共工事の品質確保の促進に関する件をおいて、全会一致をもつて委員会提出法律案として提出することに決したものであります。

本委員会の決議として議決したことを申し添えます。

何とぞ速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) これより採決に入ります。まず、日程第一につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第三につき採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

次に、日程第四につき採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

次に、日程第五につき採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

本案件は、参議院先議に係るもので、去る五月二十一日本委員会に付託され、翌二十二日山本国家公安委員会委員長から提案理由の説明を聴取いたしました。次いで、二十四日に質疑を行い、質疑終局後、討論、採決の結果、本案は賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案件の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(大島理森君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

委員長の報告を求めます。内閣委員長牧原秀樹君。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

委員長の報告を求めます。内閣委員長牧原秀樹君。

日程第四 道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(大島理森君) 日程第四、道路交通法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長牧原秀樹君。

道路交通法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○牧原秀樹君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る五月二十四日の国土交通委員会において、全会一致をもつて委員会提出法律案として提出することに決したものであります。

なお、公共工事の品質確保の促進に関する件をおいて、全会一致をもつて委員会提出法律案として提出することに決したものであります。

民法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

官外(号)

〔葉梨康弘君登壇〕

○葉梨康弘君 ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、特別養子制度の利用を促進するため、養子となる者の年齢の上限を引き上げるとともに、特別養子適格の確認の審判の新設、特別養子縁組の成立の審判に係る規定の整備、児童相談所長が特別養子適格の確認の審判の手続に参加することができる制度の新設等の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る五月十四日本委員会に付託され、

翌十五日山下法務大臣から提案理由の説明を聴取し、十七日質疑に入り、二十二日参考人から意見を聴取しました。二十四日、質疑を終局し、討論、採決の結果、賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多數。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(大島理森君) 日程第六は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

日程第六 災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)

ことが著しく困難である場合の償還免除に係る規定を設けること、

第二に、本年四月一日より前に生じた災害に係る災害援護資金の保証債権について、市町村が償還期限から十年後に権利を放棄したときの国等給等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

○議長(大島理森君) 日程第六、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

○議長(大島理森君) 委員長の趣旨弁明を許します。災害対策特別委員長望月義夫君。

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

〔本号末尾に掲載〕

〔望月義夫君登壇〕

○望月義夫君 ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

災害弔慰金の支給等に関する法律に規定する災害援護資金は、大災害のたびに多くの被災者が利用してまいりました。特に、阪神・淡路大震災においては、その当時、被災者生活再建支援法がまだ制定されていなかつた等により、多くの方々が貸付けを受けました。しかしながら、いまだ八千四百件の約百一十三億円分については国や都道府県による原資貸付金の取扱いが課題となつております。関係地方公共団体からは、新たな法的枠組みの整備について強い要望があります。

本案は、このような状況に鑑み、災害援護資金に係る償還免除の特例、支払い猶予等について定めようとするものであります。

その主な内容は、

第一に、被災者生活再建支援法が適用されるようになる前に生じた災害に係る災害援護資金について、その借受人が収入等の状況により償還する

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は可決いたしました。

日程第七 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第七、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

○議長(大島理森君) 委員長の報告を求めます。厚生労働委員長富岡勉君。

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔富岡勉君登壇〕

○富岡勉君 ただいま議題となりました児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る二十四日の災害対策特別委員会において、内閣の意見を聴取した後、全会一致をもつて成案と決定し、これを委員会提出法律案とすることに決したものであります。

本案は、去る二十四日の災害対策特別委員会において、内閣の意見を聴取した後、全会一致をもつて成案と決定し、これを委員会提出法律案とすることに決したものであります。

なお、被災者支援制度に関する件を本委員会の決議として議決したことを申し添えます。

何とぞ議員各位の御賛同をお願い申し上げます。

以上です。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 日程第六は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 日程

本案は、去る五月十日の本会議において趣旨説明が行われた後、同日本委員会に付託されました。

本委員会におきましては、十五日根本厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取した後、十七日から質疑に入り、二十一日には参考人から意見を聴取し、二十四日には安倍内閣総理大臣に対する質疑を行い、同日質疑を終局いたしました。

質疑終局後、自由民主党・立憲民主党・無所属フオーラム、国民民主党・無所属クラブ、公明党、日本共産党、日本維新の会及び社会保障を立て直す国民会議の七会派より、本案に対し、児童相談所を行つた保護者について、児童虐待の再発を防止するため、医学的又は心理学的知見に基づく指導を行うよう努めるものとすること等を内容とする修正案が提出され、趣旨説明を聴取いたしました。

次いで、原案及び修正案について討論、採決を行つた結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもつて可決され、本案は修正議決すべきものと議決した次第であります。なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（大島理森君） 討論の通告があります。順次これを許します。山田美樹君。

〔山田美樹君登壇〕

○山田美樹君 自由民主党の山田美樹です。討論に入ります前に、一言申し上げます。学校六年生の女の子と三十九歳の男性が命を落とされました。心から御冥福をお祈り申します。大切な子供の命を守るという意味では、児童虐

待防止も同じです。

私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となつております児童福祉法等の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について、賛成の立場から討論を行います。（拍手）

児童相談所における児童虐待相談対応件数は増加の一途をたどつており、平成二十九年度には十三万件を超える児童虐待防止法の制定直前である平成十一年度と比べると、実に十一倍以上となっております。時に痛ましい事件が発生しております。そうした虐待事案は日本じゅうに衝撃を与えました。

虐待を受けながらも、両親の思いに応えようとする思いを覚えたての平仮名でつづった五歳の結愛ちゃん悲痛なSOSの声を発していた小学校四年生の心愛さん。虐待によって幼い命が奪われ

る痛ましい事件に胸が張り裂けそうな思いを持つたのは、私一人ではないはずです。児童虐待によつて幼い命が奪われる痛ましい出来事をもう繰り返してはなりません。安倍総理も繰り返し訴えるとおり、子供たちの命を守るのは、私たち大人全員の責任であります。

政府は、本年三月に児童虐待防止対策の抜本的強化策を取りまとめ、対策を実施するための児童福祉法等の改正法案を今国会に提出しました。

この法案は、体罰禁止の法定化、児童相談所における弁護士や医師などの配置促進、児童相談所の管轄区域に関する参酌基準の法定化、関係機関との連携強化などの対策が盛り込まれております。

あわせて、政府は、児童相談所における児童虐待事件を起こさないという強い決意を改めます。

を今年度から実施をしており、今年度は一気に児童福祉司を一千人増員させることとしています。

（拍手）

さらに、住民に身近な市町村により相談を受けやすくなるよう、市町村に置かれる相談拠点を全市町村に設置することなどの対策を打ち出してお

り、こうした計画と相まって、この法案は実効性に対する対策となつておりました。

他方で、本法案の審議においては、対策をよりよくするため、与野党間において真摯な協議が重ねられ、与野党共同の修正案を取りまとめていました。

具体的には、修正案においては、保護者に対する更生プログラム実施の推進、転居ケースにおける切れ目ない支援を図るために児童相談所間や関係機関間の連携、要保護児童対策地域協議会にお

いては、保護者に対する意義深いものになつたものと自負しております。

なお、この修正案については、与野党が、それぞれの垣根を越えて、児童虐待根絶という大きな目的のもとで、それぞれの考え方、立場を尊重し、みずから立場にこだわることなく、一致できることころは何なにかという観点で、与野党それが建設的な立場で議論を行つた末に取りまとめられました。今後の国会審議において与野党それが参考とすべき事例となつたものと考えております。

たとえば、この場をおかりして、この修正案に携わつた与野党の関係者各位に改めて感謝と敬意を表すものであります。

言つまでもなく、児童虐待根絶は喫緊の課題であります。それに向けて、あらゆる手段を尽くし、やることは全てやる、一度とこのような痛ましい虐待事件を起さないという強い決意を改めます。

めて申し上げて、私の賛成討論といたします。

○議長（大島理森君） 尾辻かな子君。

〔尾辻かな子君登壇〕

冒頭、本日、川崎市のスクールバス停留所前の小学生らが次々に刺され、十八人がけがをして運ばれ、そのうち小学六年生の女と三十九歳の男性が亡くなる痛ましい事件が起きました。心から哀悼の意を表しますとともに、負傷された皆様にお見舞いを申し上げ、一刻も早い回復をお祈り申し上げます。本当に悲しく、心が痛みます。心のケアなど、しっかりと対応をしていただきたいと

思います。

会派を代表して討論に入る前に、一言申し上げます。

令和の時代になり、初の国賓となつたトランプ大統領が本日帰国されますが、ゴルフ、大相撲、居酒屋での接待外交を開いた成果は何だったのでしょうか。

日曜日には、トランプ大統領が自身のツイッターに、日本との貿易交渉は大きく進展している、特に農業や牛肉の分野だ、大部分は日本の選挙の後だ、大きな数字を期待していると、日米貿易交渉の進展について書いています。ゴルフをしながら、安倍総理はどのような話をされたのでしょうか。

共同記者会見でも、トランプ大統領が、貿易交渉について、八月には発表できると思うと発言をされています。

期限つきで方針を決めたのなら、参議院選挙の前に予算委員会等で説明していくなど必要があります。重要な方針を隠して参議院選挙に臨むの

める本法案の修正案、修正部分を除く原案とともに賛成であることを申し上げ、私の賛成討論とさせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

○議長(大島理森君) 源馬謙太郎君。

(源馬謙太郎君登壇)

○源馬謙太郎君

國民民主党の源馬謙太郎です。

私は、國民民主党・無所属クラブを代表し、ただいま議題となりました児童虐待防止対策の強化を図るために児童福祉法等の一部を改正する法律案について、賛成の立場から討論を行います。

(拍手)

昨年三月、目黒区で船戸結愛ちゃんが虐待を受けて死亡するという痛ましい事件が起きました。

その後も悲劇は繰り返され、ことし一月には、野田市で栗原心愛さんが虐待を受けて死亡するという事件が起きました。

結愛ちゃんが覚えたての平仮名で、もうお願い

許してという悲痛な叫び、心愛さんが勇気を振り絞つてアンケートに書いた、先生 どうにかでき

ませんかといいうSOSは、今も多くの国民の心を痛めています。

二人の命と言葉を重く受けとめ、國民民主党など野党五会派は、子供の命を守るために、児童虐待防止対策を抜本的に強化する法案を提出いたしました。

政府案も、同じ思いで提出されたのだと思います。しかし、政府案は、我々が虐待防止に必要だと考え、法案に盛り込んだものの多くが取り入れられていないものでした。

以下に、政府提出案の不足していた点をまず述べたいと思います。

第一に、児童相談所の設置に関することです。政府案では、児童相談所を中核市及び特別区に

必置としていません。

平成二十八年の改正において、施行後五年を目途として、中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、支援その他の必要な措置を講すると規定されましたが、現在設置されてい

るのはわずか三市にとどまり、中核市等での児童相談所の設置はなかなか進みません。

虐待相談対応件数が増加の一途をたどっている今、住民に一番身近な基礎自治体において、子育て支援から児童虐待防止対策まで一貫した施策が実施されるように、中核市等の意見を踏まえながら、国がリーダーシップを發揮し、惜しみない人

的、財政的支援を行うべきです。

また、児童福祉司の増員は児童虐待防止対策の最も重要なポイントの一つです。ふえ続ける児童虐待に迅速かつ適切に対応するためには、各児童相談所に児童福祉司を更に配置することが必要だと考えます。

第二に、転居した場合の対応に関することです。

政府案には、児童相談所が支援を行う家庭が転居した場合の対応が盛り込まれていませんでし

た。転居前後の引継ぎを強化し、転居しても児童相談所の指導措置が一定期間継続されるようす

ることは非常に重要なポイントです。目黒区や野田市の事件からも、その必要性は明らかはずで

す。

政府案には、児童相談所が支援を行う家庭が転

居した場合の対応が盛り込まれていませんでし

た。転居前後の引継ぎを強化し、転居しても児童

相談所の指導措置が一定期間継続されるようす

ことは非常に重要なポイントです。目黒区や野

田市の事件からも、その必要性は明らかはずで

す。

第三に、児童への配慮についてです。

我々は、施設入所等の措置や一時保護の実施又は解除に当たって必ず児童の意見を聞くことと

はこのような規定はありませんでした。

以下に、政府提出案の不足していました点をまず述べたいと思います。

政府案では、児童相談所を中核市及び特別区に

ことについても、我々が民法の懲戒権の見直しを早急に検討すべきだと主張したのに対し、政府は

二年を目途に検討するとしています。子供の命にかかる問題であり、見直しの検討に二年もかけるのは遅過ぎます。

安倍総理は、ことし一月の施政方針演説で、何よりも子供たちの命を守ることを最優先に、児童相談所の体制を抜本的に拡充すると述べておられましたが、総理の言葉とは裏腹に、政府案の内容が不十分だったことは残念です。本当に総理が子供たちの命を守ることを最優先に考えているなら、もう一步踏み込んだ政府案にしていただきたいと率直に思います。

これでも、国民の多くが疑問を持ち、野党も反対し、与党の皆さんも首をかしげるような、例え参議院の定数増なども、さまざま反対を押しつけて、力わざで押し通すことができたのですから、この法案にこそその力を発揮してもらいたかったと率直に思います。

しかし、我々野党が、野党案の内容を政府案に盛り込むよう修正を強く求めたところ、政府・与党から一定程度修正を行うとの回答が得られました。いまだ不十分な点が残っていますが、修正項目には評価できる内容が含まれています。

特に、児童相談所の所長の責務として、虐待を受けた児童が転居する場合、必要な支援が切れ目なく行われるよう、転居前の児童相談所長が転居後の児童相談所長に転居先の住所などを速やかに情報提供することなどを規定する修正は、転居時の引継ぎを強化するための大きな前進であると評価します。

また、厚生労働委員会において、修正案に係る第三に、児童への配慮についてです。

我々は、施設入所等の措置や一時保護の実施又

は解除に当たって必ず児童の意見を聞くことと

はこの瞬間も、親からの虐待の被害に遭っています。

今の子供が大勢います。命の危険にさらされている子供もいるかもしれません。児童虐待防止対策を速やかに、一步でも前進させる必要があるとの思

いから、修正された政府案に賛成いたします。

今回の法改正で児童虐待防止対策の強化を終わらせてはいけません。修正協議の結果、野党案を撤回しましたが、野党案に盛り込んだ、児童相談所を中核市や特別区に必置とすることや児童福祉司のさらなる増員などを実現させていく必要があ

ります。また、野党案の検討規定に盛り込んだ、親権者が児童に体罰を加えた場合における親権停止等のあり方、児童虐待を受けた新生児が死亡す

る事態の防止、里親への委託を促進するための措

置などについても答えを出していかなければなりません。

これらの残された課題についても積極的に対応するよう政府に求め続けるとともに、与野党を超えた全議員のさらなる議論と速やかな行動をお願いするものであります。

今回は、政府が野党の求めに応じて修正したことは意義のあることでした。ほかにも私たちは対案を出しています。ぜひ、今回のように、政府案にこだわらず、野党案のいいところを積極的に取り入れ、修正に応じていただき、国会の議論を前向きなものにしてくださいと願い申し上げます。

まして、私の討論を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

○議長(大島理森君) 鷄淵洋子君。

(鷄淵洋子君登壇)

○鷄淵洋子君 公明党の鷄淵洋子です。

冒頭、一言申し上げます。
本日、川崎市登戸で殺傷事件が発生し、小学生を含め、被害者お二人が亡くなり、多数の方が負傷されました。

今回の事案はまことに痛ましく、亡くなられた方の御冥福を心からお祈り申し上げ、御家族の皆さんに謹んでお悔やみ申し上げますとともに、被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げます。

政府におかれましては、事案の調査に努めるとともに、二度とこのようなことが起こらないよう対策を求めます。

私は、ただいま議題となりました児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案につきまして、公明党を代表して、賛成の立場から討論を行います。(拍手)

昨年三月の東京都目黒区の五歳の女の子の虐待死、本年一月の千葉県野田市の小学生の女の子の

虐待死、いずれの事案におきましても、子供のSOSを周りの大人たちが受けとめ切れず、命を救えなかつたこと、悔やまれてなりません。

公明党は、子供たちの命を守ることを第一に、痛ましい児童虐待を根絶するため、本年二月に緊急提言を取りまとめ、政府へ申入れを行いました。本法案には、その内容がしっかりと反映されているものと認識しております。

以下、本法案に対する賛成理由を具体的に申し述べます。

賛成理由の第一は、親権者による体罰を明示的に禁止し、民法上の懲戒権のあり方にについて検討規定を設けている点です。

家庭内では、しつけと称して体罰が繰り返され、虐待につながつてゐる実態があります。公明党は、児童虐待を根絶するため、体罰を見直すよう求めきました。本法案には、それが的確に反映されていますが、しつけに体罰は要らないという認識を社会全体で共有するために、更に政

府を挙げて周知啓発に努めることを求めます。

賛成理由の第二は、児童虐待対策とDV対策との連携強化が図られている点です。

児童虐待の背景には、配偶者による暴力の存在が少なくありません。そこで公明党は、児童相談所と、DV対策を担う配偶者暴力相談支援センターや婦人相談所が相互に連携協力することを法律上に明記するよう提言いたしました。

公明党の主張を踏まえ、本法案には、いわゆるDV防止法の改正が盛り込まれました。児童虐待対策とDV対策の有機的な連携により、子供たちを守るために、対策が効果的に進められることを期待いたします。

賛成理由の第三は、児童相談所の体制強化や設

置促進が的確に盛り込まれている点です。

本法案は、介入機能と支援機能の分離や、児童相談所への弁護士、医師、保健師の配置など、児童相談所の体制強化が図られています。また、児童相談所の管轄区域についての基準を法定化するとともに、中核市等による設置を強力に支援する

など、児童相談所の設置促進が図られています。こうした取組により、児童虐待が発生した際、より迅速かつ的確な対応が図られるものと考えます。

なお、野党法案においては、中核市等における児童相談所を必置とすべきとの提案がありましたが、地域の実情に応じて、都道府県、市町村全体を通じた地域全体対応力の向上が図られ、地域の主体的な取組を支援することが重要であると考えます。

また、本法律は、与野党の関係者が一丸となつて児童虐待の根絶に取り組むという強い意思のもと、さらなる対策の強化を図るため、与野党の実務者間で修正について協議されました。その結果、虐待を行つた親に対して、医学的又は心理学的な知見に基づく指導を行うよう努めることを明記するなど修正案が取りまとめられ、厚生労働委員会において、修正の上、全会一致で可決されました。この世から虐待をなくしたいという思いは与野党共通のはずです。私たち野党は、昨年に続き対案を提出し、五月十日、本会議で閣法と同時に審議入りしました。このたび与野党協議が調い、全会一致で修正可決されたことは、私たちの求め失われる事態が後を絶ちません。

この世から虐待をなくしたいといふことは、児童虐待の相談件数は毎年ふえ続け、命まで残念ながら、子供の権利は脅かされ続けています。

また、本法律は、与野党の関係者が一丸となつて児童虐待の根絶に取り組むという強い意思のもと、さらなる対策の強化を図るため、与野党の実務者間で修正について協議されました。その結果、虐待を行つた親に対して、医学的又は心理学的な知見に基づく指導を行うよう努めることを明記するなど修正案が取りまとめられ、厚生労働委員会において、修正の上、全会一致で可決されました。この世から虐待をなくしたいといふことは、高く評価されることを考えます。修正案の取りまとめに御尽力された関係各位の御努力に心から敬意を表します。

以上、賛成する主な理由を申し述べました。

本法案に盛り込まれた内容以外にも、公明党は、学校において児童虐待事案に組織的に対応する体制を構築することや、スクールローヤーと警察との連携強化などを提言してきました。こうした内容は、関係閣僚会議が本年三月に決定した児童虐待防止対策の

抜本的強化に盛り込まれています。

政府におかれましては、本法案の内容とあわせて、必要な予算を確保し、これらの対策を着実に実施するとともに、更に必要があれば、ちゅうちょなく速やかに追加の対策を講じることを要請いたします。

公明党はこれからも、子供の命を守り、児童虐待の根絶に向けて総力を挙げていくことをお誓いいたします。

以下、公明党の賛成討論といたします。

○議長(大島理森君) 高橋千鶴子君。

(高橋千鶴子君登壇)

○高橋千鶴子君 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となりました児童虐待防止法等改正案に賛成の討論を行います。(拍手)

日本が子どもの権利条約を批准して二十五年、児童虐待の相談件数は毎年ふえ続け、命まで失われる事態が後を絶ちません。

この世から虐待をなくしたいといふことは、児童虐待の背景には、配偶者による暴力の存在が少なくありません。そこで公明党は、児童相談所と、DV対策を担う配偶者暴力相談支援センターや婦人相談所が相互に連携協力することを明記するなど修正案が取りまとめられ、厚生労働委員会において、修正の上、全会一致で可決されたことは、高く評価されることを考えます。修正案の取りまとめに御尽力された関係各位の御努力に心から敬意を表します。

以上、賛成する主な理由を申し述べました。

本法案に盛り込まれた内容以外にも、公明党は、学校において児童虐待事案に組織的に対応する体制を構築することや、スクールローヤーと警察との連携強化などを提言してきました。こうした内容は、関係閣僚会議が本年三月に決定した児童虐待防止対策の

最大の論点は、親権者による体罰の禁止を明文化したことです。しつけを口実に繰り返される体罰をなくすために、法律ではつきりと禁止することは不可欠です。また、しつけの根拠とされた民法八百二十二条の懲戒権については、削除も視野に入れた二年以内の検討を行うとしました。

で示すといい、その参考とする学校教育法十一条は明確に正当な懲戒を認めています。懲戒と体罰の項目は曖昧で、許される体罰の余地を残しています。

国連子どもの権利委員会は、体罰はどんな場合にも品位を傷つけるものであるとし、有形力ではなくても、子供をけなし、辱め、侮辱し、身がわりに仕立て上げ、脅迫し、怖がらせ、又は笑い物にするような罰についても、残虐かつ品位を傷つけるものであり、条約とは両立しないと指摘をしています。

民法の懲戒権規定は速やかに削除し、子どもの権利条約の精神にのっとって、子供の品位を傷つけるあらゆる行為を禁止すべきです。なお、子供が精神的苦痛を訴えても、肉体的苦痛を伴わなければ体罰とみなさず、逆に、肉体的苦痛を訴えても、客観的に見れば体罰とまでは言えない」と学校側が判断する場合もあり得るのであります。この学校教育法の考え方についても、今こそ議論するときではないでしょうか。

論点の二つ目は、児童相談所の増設と体制強化についてです。

野党案は、児童相談所設置基準の法定化と中核市、特別区での児童相談所設置の義務化を求めましたが、一致できなかつたことは残念です。ふやすことと身近な自治体が設置する意義は共有されており、さらなる国の支援を強く求めます。

また、児童福祉司の増員、児童心理司の倍加など、人材確保と専門家の養成には国による思い切った財政措置が不可欠です。子供の命と権利を守る最前線で働く職員が確實に育ち、現場を支えることができるよう、国が責任を果たすことが求められています。

第三に、この間の虐待死事案を受け、転居に伴う児童相談所間の確実な引継ぎ、関係機関の連携強化について、法案でも強調されたことは重要です。あわせて、検討事項となつた保護者支援プログラムの確実な実施や、児童の意見表明権の保障に進めていただきたいと思います。

子供を守るために、ちゅうちょなく保護をすることは必要です。しかし、保護はイコール親子分離ではなく、親子関係改善のプロセスと位置づけるべきです。そのためにも、一時保護所は子供にとって安全で安心の居場所であること。残念ながら、職員による虐待や子供間の性トラブルなどを判明する中、管理と支配の関係ではなく、心を開ける信頼関係を築くことは一層重要です。

なお、DVと児童虐待対応の連携強化が明記されました。DV被害者が加害者になることがないよう、縦割りではない連携を求めるとともに、実効あるDV法の抜本改正を求めると思います。

終わりに、何が体罰に当たるのか知らなかつた、自分の家が虐待家庭だとは気づかなかつた、虐待されて育つた子供たちの声です。子供が権利について学び、嫌なことは嫌だと声を上げられることが多い。その声を大人が正面から受けとめることが、真に子供の権利を保障することにつながるのではないか。

そのような社会を目指し、国として全力で取り組むことを求め、私自身も奮闘する決意を述べて討論いたします。(拍手)

○議長(大島理森君) 藤田文武君
〔藤田文武君登壇〕
○藤田文武君 日本維新の会の藤田文武です。
私は、我が党を代表して、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案及び修正案につきまして、賛成の立場から

議論をいたします。(拍手)
このたびの改正案は、社会全体で児童虐待を防止していくための取組を一步前進させるものとして賛成はするものの、本法案の実施についての懸念点を二点、明確に指摘しておきます。

児童虐待に関する相談対応件数は年々増加しており、児童相談所を中心とした地域ぐるみで児童を虐待から守る仕組みに国民の関心が集まっています。これは言うまでもありません。これ以上痛ましい犠牲者を出さないために、児童を守る仕組みの不備をなくし、児童の生命の保護をより重点化する必要があると考えています。

懸念点の一点目は、児童相談所と警察の全件共有と連携関係についてです。

児童相談所から警察に情報提供される対象が限られていては、情報共有を行う、行わないの切り分けが現場の属人的な判断に依存してしまい、そこから漏れ落ちてしまふことで凄惨な事件にまで発展してしまうリスクを排除することができません。

多くの目で子供たちを見守り、虐待を社会全体で抑止していくという観点からも、全件共有の仕組みによって、情報共有をより効果的に行う必要があります。

また、警察内に虐待の専門部署を設置するなど、児童相談所と警察が緊密な連携関係を構築することも必要です。既に大阪府を始めとする幾つかの自治体では、児童相談所と警察の間で、虐待情報の全件共有を含む組織的連携が効果的に進んでおります。先行する自治体での成功事例を踏ま

とを考えます。
懸念点の二点目は、児童福祉を担う人材の専門性の向上と、児童相談所の機能分化についてです。児童福祉を担う人材の専門性の向上に当たり、地方自治体の職員が十分な経験を積み上げることは必要不可欠です。職員個人においても組織全体においても、経験値や専門性の蓄積が必要だからです。

それに対応する一例として、大阪府のケースでは、専門職採用の上、ジョブローテーションを行う中で職員の適性を判断し、その後、配属を長くするなどの工夫により、経験値を積み上げる仕組みをつくっています。今後、職員の任用、人事異動等に関しては、地方自治体に対し格段の配慮を求めるといった、必要な措置を講ずることが必要になると考えます。

また、児童相談所における介入機能と支援機能の分化に関しては、一的な対応が必要なケースがあることは考慮しつつも、職員レベルで判断を迫られると、こうしても支援重視に偏りがちです。子供の命を守るために、支援機能と介入機能を組織として分けていくことが将来的に必要不可欠だと考えます。子供たちを深刻な虐待事件から守ることを最優先とした組織や制度のあり方を引き続き検討し、現場の実情を踏まえた措置を講ずることが必要になると考えます。

子供たちには無限の可能性と明るい未来があります。児童虐待で子供の未来を奪うことはあってはなりません。

多くの目で子供たちを見守ることで虐待を抑止し、社会全体で子供を守る仕組みをつくること。そして、子育ては保護者だけで抱え込むのではなく、社会全体として温かい心で支え、子育て世代

官 報 (号 外)

一、去る二十二日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

日本語教育の推進に関する法律案(文部科学委員長提出)

一、去る二十四日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律案(国土交通委員長提出)

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)

(議案受領)

一、去る二十一日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

航空機強取等防止措置に係る体制の強化のための施策の推進に関する法律案

日本たばこ産業株式会社の完全民営化等に関する法律案

(議案付託)

一、去る二十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出第四一号)(参議院送付) 内閣委員会 付託

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第四一号)(参議院送付)

(議案送付)

農林水産委員会 付託

議員丸山穂高君譴責決議案(菅原一秀君外六名提出、決議第三号) 議院運営委員会 付託

一、去る二十一日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律案
成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案(第百九十六回国会内閣提出、本院継続審査)
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律案
情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案
平成二十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)（承諾を求める件）（第百九十六回国会内閣提出、本院継続審査）
平成二十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)（承諾を求める件）（第百九十六回国会内閣提出、本院継続審査）
一、去る二十一日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案(原口一博君外二名提出)
一、去る二十三日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
日本語教育の推進に関する法律案(文部科学委員長提出)
一、去る二十四日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律案(国土交通委員長提出)
一、昨二十七日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)

(議案通知書受領)

一、去る二十四日、參議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

一、去る二十四日、參議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

戸籍法の一部を改正する法律案

船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律案

(議案撤回通知)

一、去る二十四日、議員からの申出により次の議案は委員会において撤回を許可した。

児童虐待を防止し、児童の権利利益の擁護を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案
(岡本充功君外十名提出)

(議案撤回通知)

一、去る二十四日、次の議案は同日委員会において撤回を許可した旨參議院に通知した。

児童虐待を防止し、児童の権利利益の擁護を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案
(岡本充功君外十名提出)

(予備的調査要請書送付)

一、去る二十一日、委員会に送付された予備的調査要請書は次のとおりである。

下関北九州道路に関する予備的調査要請書(川内博史君外四十二名提出、令和元年衆予調第三号)

国土交通委員会 送付

(質問書提出)

一、去る二十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

無戸籍児を含む難民認定申請中の子どもの健康に関する質問主意書(早稲田夕季君提出)

一、去る二十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

羽田空港への低空飛行ルートの見直しを求める

品川区議会の見直し決議、渋谷区議会の意見書の取り扱いに関する質問主意書(松原仁君提出)

大田区京浜島の事業者及び従業員への羽田空港低空飛行ルート採用の影響に関する質問主意書(松原仁君提出)

政府が最重要課題として掲げる北朝鮮による拉致問題に関する質問主意書(源馬謙太郎君提出)

ハクビシンの特定外来生物指定に関する質問主意書(早稲田夕季君提出)

ハクビシンが明治以前に日本に生息していた科学的根拠に関する質問主意書(早稲田夕季君提出)

一、去る二十三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

イージス・アショアに関する再質問主意書(長島昭久君提出)

日本人名のローマ字表記を「姓—名」に変えることに関する質問主意書(初鹿明博君提出)

一、去る二十四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

格安航空券利用の出国取りやめ時における国際観光旅客税の払戻しに関する質問主意書(早稲田夕季君提出)

企業主導型保育事業における補助金適正化法の適用に関する再質問主意書(早稲田夕季君提出)

(答弁書受領)

一、去る二十一日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員初鹿明博君提出安倍総理の「金正恩委員長と条件を付けずに向き合う」との発言に

衆議院議員早稲田夕季君提出三浦半島におけるイノシシ被害防除対策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員早稲田夕季君提出豚コレラをはじめとする家畜伝染病の感染拡大対策に関する質問に対する答弁書

イノシシ被害防除対策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員早稲田夕季君提出豚コレラをはじめとする家畜伝染病の感染拡大対策に関する質問に対する答弁書

（別紙）

自民党内からも、逢沢一郎元国会対策委員長が安倍総理のこの発言について、「外交のことありますので、もちろん全て国民に説明をしてとうわけにはいかない。しかし、何がしかの説明責任を果たす義務も総理には同時にあります。

一方、河野外務大臣は「何も方針に変わりはない」、「何か拉致で動きがなければ、日朝の首脳会談をやらないということではないよと、入口の前に拉致問題を置いていいないということです」と七日の記者会見で記者の質問に答え、方針は転換していないことを強調しています。

以上を踏まえ、以下質問します。

一 安倍総理の、金正恩委員長との首脳会談について「条件を付けずに向き合わなければならぬ」との発言は、拉致問題で進展が無くても首脳会談を行うという趣旨での発言なのか、明らかにされたい。

二 河野外務大臣は「何も方針に変わりはない」と答えていますが、これまで、拉致問題の進展を首脳会談を行う条件としていたなかつたということなのか、明らかにされたい。

三 上記一及び二の通りであれば、国民の受け止めとは大きく異なると思われ、安倍総理は予算委員会もしくは党首討論等国会でこの発言の真意について説明する責任があると考えますが、政府の見解を伺います。

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、御指摘の河野外務大臣の発言は、北朝鮮との関係に関する政府の方針が、日朝平壤宣言に基づき、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、日朝国交正常化を実現していくというものであり、この方針に変わりはないとの趣旨を述べたものである。

三について

お尋ねについては、国会の運営に関すること

であり、政府としてお答えする立場にはない。

（別紙）

衆議院議員初鹿明博君提出安倍総理の「金正恩委員長と条件を付けずに向き合う」との発言に関する質問に対する答弁書

（別紙）

衆議院議員初鹿明博君提出安倍総理の「金正恩委員長と条件を付けずに向き合う」との発言に対する質問に対する答弁書

衆議院議長 大島 理森殿

内閣衆質一九八第一六三号

令和元年五月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

令和元年五月十日提出
質問第一六四号

三浦半島におけるイノシシ被害防除対策に関する質問主意書

提出者 早稲田夕季

三浦半島におけるイノシシ被害防除対策に
関する質問主意書

提出者 早稲田夕季

助金の限度額を引き上げるなど、鳥獸被害防止総合対策交付金の弾力的な運用を図るべきでは
ないか。

内閣衆賀一九八第一六四号
令和元年五月二十一日
内閣總理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿
内閣總理大臣 安倍 晋三
衆議院議員早稲田夕季君提出三浦半島におけるイノシシ被害防除対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

近年、神奈川県下においては、平塚市、大磯町、二宮町から藤沢市、さらには葉山町まで野生イノシシによる農作物被害が広がっている。逗子市内の中学校門付近でもその姿が目撲されるなど都市部での人的被害も懸念される中、県全体としての民間との共存を目的として、県は鳥獸の保護及び管理並びに狩猟の適正化に關する法律に基づき「神奈川県イノシシ管理計画」を策定し、各自体が民間とも連携して被害防除の取り組みを行っていると承知しているが、まだ侵入初期で生息数が少ないとされる三浦半島においては、ここで手綱を緩めることなく今こそ徹底した防除策の確立が急務との觀点から、以下質問する。

一 葉山町では、二〇一六年に民間の有志が「葉山わな獣の会」というグループを結成し、町と連携して防除に取り組んでおり、二〇一八年度には八十頭近くも捕獲するという高い成果を上げているが、山間部の約三百か所に設置した罠の見回り作業が、高齢者の多い会員の大きな負担となつておらず、担い手の確保が大きな課題となつてきている。しかし今捕獲圧を下げてしまふと、再び生息頭数が上昇に転じるおそれがある。捕獲頭数が減り、捕獲が難しくなってきた今こそ、農林水産省所管の鳥獸被害防止総合対策交付金において、捕獲の有資格者が二十名以上存在する実施隊を有する市町村への人件費補

は二つの事業を合わせてもわずか一頭であつた。将来の人手不足を見据えてのICTを活用した実験的な目的もあつたとはいえ、葉山町に於ける民間有志の活動と比べると費用対効果にいさか疑問が残る。二〇一九年度は二十頭を捕獲目標としているとのことだが、三浦半島に定着を許さないという目標の達成に最も大事な時期に差しかかった現在、農林水産省の鳥獸被害防止総合対策と環境省の指定管理鳥獸捕獲等事業について、これまで以上に密接な連携が求められており、より積極的に横断的に情報を作成し、効率的な役割分担を進めていく姿勢が必要ではないか。そもそも三浦半島におけるイノシシの定着を許さないという「ゴール」とそこに至るまでのプロセス、役割分担について、環境省、農林水産省、県及び当該地域の市町、そしてともに活動に取り組む民間有志の間で認識の共有が十分できていると考えているが、神奈川県イノシシ管理計画に対するバブコメであつたような、このゴール自体を否定する意見も世間に於けることは存在する中で、関係者、当事者の間で一般的には存在する中で、関係者、当事者の間で連携して、関係者、当事者の今一度の意見交

換、情報共有の場が設定されたとともに、地域住民の理解促進が図られるよう、国としてのリーダーシップを發揮すべきではないか。
右質問する。

内閣衆賀一九八第一六四号
令和元年五月二十一日
内閣總理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿
内閣總理大臣 安倍 晋三
衆議院議員早稲田夕季君提出三浦半島におけるイノシシ被害防除対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員早稲田夕季君提出三浦半島におけるイノシシ被害防除対策に関する質問に
対する答弁書

一について

お尋ねの「弾力的な運用」の意味するところが必ずしも明らかではないが、鳥獸被害防止総合対策交付金においては、鳥獸による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成十九年法律第百三十四号。以下「鳥獸被害防止特措法」という。)第九条第一項の規定により市町村が設置した鳥獸被害対策実施隊の活動に要する経費に対して、その二分の一以内を補助することとするとともに、鳥獸被害対策実施隊の規模や取組内容に応じた一定の限度額までは定額で補助することとしているものであり、それぞれの鳥獸被害対策実施隊の活動実態に即した必要な支援を行える制度になつていて

いることと考へている。このように、現行の制度においては、鳥獸被害対策実施隊の活動実態に即した必要な支援を行える制度になつていて考へている。このように、現行の制度においても、関係者間の必要な連携が図られていると考へている。

二について

環境省の指定管理鳥獸捕獲等事業は、都道府

令和元年五月十日提出
質問第一六五号

豚コレラをはじめとする家畜伝染病の感染拡大対策に関する質問主意書

提出者 早稲田夕季

豚コレラをはじめとする家畜伝染病の感染拡大対策に関する質問主意書

拡大対策に関する質問主意書

二〇一八年九月、岐阜県の養豚場で二十六年ぶりに豚コレラの患畜が確認され以降、岐阜、愛知両県で相次ぎ、出荷先を含め五府県に感染が拡大している。発生農場のみならず、疫学関連農場・施設や発生農場のある地域は深刻な被害を受けており、二〇一九年四月九日、衆議院の農林水産委員会は全会一致で、早急に飼養衛生管理体制や水際対策の強化を求める決議を行つたところである。

一 今回の豚コレラについて、風評被害防止の観点等、情報管理上やむを得ない面もあるとは思うが、隣県の担当者ですら詳細な情報が適時十分に把握できないという声が聞こえてきている。これ以上の周辺自治体への感染拡大を防止し、封じ込め、収束させるには、農林水産省が全国一律に情報共有しているレベルの情報だけでなく、もっと詳細な情報が迅速に県境を越えて共有され、周辺自治体が可能な限り早い段階で動けるようなくみを検討するべきではないか。少なくとも農林水産省は静岡県や長野県など、周辺自治体の声にもと丁寧に耳を傾けるべきではないか。

二 豚コレラに限らず、人獣共通感染症でもある鳥インフルエンザといった、近年わが国において発生した家畜伝染病は、その伝播に野生動物に対し、別紙答弁書を送付する。

(号)外官報

の関与が指摘されている。これは人・家畜のみならず各種野生動物への対応も迅速に行わなければ、防疫が後手に回る危険性を示している。

防疫にあたっては、環境省と農林水産省のこれまで以上に密接な連携が重要であり、より積極的に横断的に情報を共有し、効率的な役割分担を進めていく姿勢が必要ではないか。疫学調査チームに一名イノシシの専門家が入っているだけでは、各種野生動物への対応が十分とは言えないのではないか。

三 岐阜県と愛知県では感染した野生イノシシが多数見つかっており、両県は本年三月、感染拡大の防止策として、イノシシ向けのワクチン入りの餌を山林に埋設している。しかし周辺自治体への感染拡大を防止するためには、イノシシ

に生息域を拡大しているアライグマ及びハクビシンによつても、物理的に周辺自治体に運搬されし、またイノシシよりもアライグマ及びハクビシンの方が小さな穴から豚舎に侵入できるので、アライグマ及びハクビシンの足の裏の泥に豚コレラウイルスが付着していないか、調査をするべきではないか。右質問する。

内閣衆質一九八第一六五号
令和元年五月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

二について
内閣衆質一九八第一六五号
令和元年五月二十一日

二について
内閣衆質一九八第一六五号
令和元年五月二十一日

〔別紙〕

衆議院議員早稲田夕季君提出豚コレラをはじめとする家畜伝染病の感染拡大対策に関する質問に対する答弁書

一について

豚コレラの発生に関する情報については、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第三条の二第一項の規定に基づき作成し、公表している豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針(平成二十五年六月二十六日農林水産大臣公表。以下「指針」という)において、都道府県は、農場における家畜防疫員による臨床検査等の結果、豚コレラウイルスの感染を疑う場合には、その状況を農林水産省に報告するとともに、速やかに近隣の都道府県等に連絡することとされており、豚コレラの発生の確認を待たず、周辺の地方公共団体において迅速に防疫体制を整えることが可能な制度となつていて。あわせて、農林水産省においても、これらの情報提供が迅速に行われているか確認を行つているところである。

また、農林水産省においては、平成三十年九月に岐阜県において豚コレラの発生が確認され以降、隨時、御指摘の長野県及び静岡県を含め、全国の都道府県を対象とした会議を開催しており、豚コレラへの対応に係る情報の共有を図るとともに、直接に意見を聞きながら対策を推進しているところである。

三について

疫学調査チームの調査結果においては、御指摘のアライグマ及びハクビシンに限らず、野鳥、ネズミ等も含めた野生動物を介した豚コレラウイルスの感染の可能性が指摘されていることから、御指摘のような調査を実施する考えはなく、農場において、電柵、ワイヤーメッシュ、防鳥ネットの設置等といった家畜伝染病予防法第十二条の三に規定する飼養衛生管理基準の遵守を徹底するよう指導することを通じて、野生動物を介した豚コレラウイルスの侵入防止を図つてあるところである。

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、今般の岐阜県及び愛知県における豚コレラの発生においては、平成三十年九月に指針に基づき設置した拡大豚コレラ疫学調査チーム(以下「疫

学調査チーム」という)の調査結果において、野生イノシシにおける豚コレラウイルスの感染及びこれを媒介とした飼養豚への感染の可能性が指摘されていることから、環境省において、農林水産省からの情報提供又は依頼に基づき、野生イノシシ向け経口ワクチンの散布地域・地区において狩猟の禁止等の必要な措置等を講ずるよう、岐阜県及び愛知県に対し協力要請を行ふとともに、不特定多数の人が出入りし、イノシシ等の野生動物が出現するおそれのある場所における野生動物のごみへの接触防止等の対策を行うよう注意喚起を行うなど、発生当初より両省が密接な連携をとりながら、野生イノシシからの豚コレラウイルスの侵入対策に取り組んでいる。

なお、疫学調査チームについては、野生イノシシの専門家の他に、県において鳥獣害対策を担当している者も委員としており、野生動物への対応についても十分に知見がある者で構成されていると考えている。

三について

疫学調査チームの調査結果においては、御指摘のアライグマ及びハクビシンに限らず、野鳥、ネズミ等も含めた野生動物を介した豚コレラウイルスの感染の可能性が指摘されていることから、御指摘のような調査を実施する考えはなく、農場において、電柵、ワイヤーメッシュ、防鳥ネットの設置等といった家畜伝染病予防法第十二条の三に規定する飼養衛生管理基準の遵守を徹底するよう指導することを通じて、野生動物を介した豚コレラウイルスの侵入防止を図つてあるところである。

一、去る二十四日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員尾辻かな子君提出在留外国人の国民健康保険適用の不適正事案に関する通知制度の運用に関する質問に対する答弁書

衆議院議員古本伸一郎君提出政府による結婚支援政策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁君提出羽田空港への低空飛行ルートの決定に際する平成二十二年国土交通省文書「D滑走路供用後の東京国際空港の運用について」に対する回答について(回答)の取り扱いに関する質問に対する答弁書

衆議院議員大河原雅子君提出フツ素入りハミガキ粉をうがいせず口腔内に留め最終的に飲み込むことを推奨することに関する質問に対する答弁書

衆議院議員福田昭夫君提出わが国の消費税及びEU型附加価値税の違い等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員早稲田夕季君提出企業主導型保育事業の検証に関する質問に対する答弁書

衆議院議員早稲田夕季君提出企業主導型保育事業における補助金適正化法の適用に関する質問に対する答弁書

令和元年五月十三日提出
質問 第一六六号

在留外国人の国民健康保険適用の不適正事案に関する通知制度の運用に関する質問主意書
提出者 尾辻かな子

在留外国人の国民健康保険適用の不適正事案に関する通知制度の運用に関する質問主意書
提出者 尾辻かな子

一 平成三十一年一月七日付保国発〇一〇七第一

号において、厚生労働省保険局国民健康保険課

長が、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主

管課(部)長宛てに発出した通知によれば、「市

町村は、国民健康保険資格取得から一年以内で

ある外国人被保険者にかかる療養について、以

下に掲げる場合、当該外国人被保険者について

以下の情報等の聞き取りを行う、又は資料等から

確認する」とあるが、出入国管理及び難民認定

法第二十三第三項に規定する職務の執行にあ

たり、外国人に対し旅券、在留カード等の提示

を求めることのできる職員として、出入国管理

及び難民認定法施行規則第二十六条に、「四

住民基本台帳に関する事務(住民基本台帳法第

三十条の四十五に規定する外国人住民に係る住

民票に係るものに限る。)に従事する市町村の職

員」と定めている。国民健康保険を所管する市

町村の職員が、旅券や在留カード等の提示を求

めることができる法令上の根拠は何か。

二 同通知には、調査の「対象となる場合」として

五項目(①国民健康保険限度額適用認定証の交

付申請を行った場合 ②高額療養費の支給申請

を行つた場合 ③海外療養費の支給申請を行つ

た場合 ④出産育児一時金の支給申請を行つた

場合 ⑤その他の医療を受ける目的で在留してい

る(在留資格の本来活動を行っていない)ことが

特に疑われる場合)が挙げられているが、日本

国民で資格取得から一年以内の被保険者はその

対象としない理由、および在留外国人のみを対

象とする理由を明らかにされたい。

三 同通知に基づき、市町村が当該市町村所管の

地方入国管理局に在留資格の本来活動を行つて

いない可能性がある旨を提出資料や面接記録等

の関係資料とともに連絡票で通知する、とした

場合、真正な在留資格を持つ外国人が、「手続

きをすると在留資格を喪失する恐れがある」と

誤解し、国民健康保険限度額適用認定証の交付

申請、高額療養費の支給申請、海外療養費の支

給申請、出産育児一時金の支給申請、さらには

被保険者資格取得や診療そのものを手控えるこ

とが危惧される。このような状態を防ぐための

具体的な手立ては講じられるのか。

右質問する。

三について

御指摘の「手控えることが危惧される」の意味

するところが必ずしも明らかではないが、通知

を踏まえた市町村における事務については、國

民健康保険の被保険者の適正な資格管理の観点

から行われるべきものである旨を、市町村に対

して周知してまいりたい。

内閣衆賀一九八第一六六号

令和元年五月二十四日

衆議院議長 大島 理森殿 安倍 聰三

衆議院議員尾辻かな子君提出在留外国人の国民

健康保険適用の不適正事案に関する通知制度の

運用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付す

る。

[別紙]

衆議院議員尾辻かな子君提出在留外国人の

国民健康保険適用の不適正事案に関する通

知制度の運用に関する質問に対する答弁書

国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十一号)第四条第三項において、市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項等の国民健康保険事業を適切に実施するものとされていること、同法第百十三条において、市町村は、被保険者の資格等に関する必要があると認めるときは、被保険者の複数の要因が考えられるが、現状として多くの男

の属する世帯の世帯主等に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員

前提として受け止められないと考えられる。そ

の意味で、結婚支援を行うことは少子化対策に極めて有効な政策支援として位置づけられる。各自

二について

御指摘の「通知」(以下「通知」という。)は、國

民健康保険制度における外国人被保険者の適正

な資格管理に努めるという観点から発出された

ものであり、通知においては、御指摘の「調査」

の対象者が「国民健康保険資格取得から一年以内である外国人被保険者」とされているところ

である。外國人被保険者」とされているところ

治体においてはマッチングサービスや、結婚・出産祝い金等の施策を独自に展開しているものと承知している。

政府としても「地域少子化対策重点推進交付金」によつて、新婚世帯向けの「結婚新生活支援事業」を展開し、結婚に伴う新生活に係るコスト(新居の家賃、引越費用等)に対する補助を行つている。国立社会保障・人口問題研究所の「第十五回出生動向基本調査」によると、結婚意思のある未婚者が結婚の障害と考えるのは、男女とも「結婚資金」が最も多く(男性四十三・三%，女性四十・九%)、この点から見ても、結婚に対する経済的な補助の政策的妥当性は確かに存在すると考えられる。

一方で、「結婚新生活支援事業」には対象世帯の制限があり、その支給要件等の合理性については検討の余地があると考える。以上の問題意識の下、政府による結婚支援政策について、以下質問する。

一 「結婚新生活支援事業」における所得の要件としては、「世帯所得三百四十万円未満」とされてゐるが、その上限を三百四十万円とした理由と根拠について、お尋ねする。また共働き世帯が多くなるなか、「主たる生計者の所得」ではなく夫婦合算の「世帯所得」を上限の要件としている根拠は何か、説明されたい。

二 「結婚新生活支援事業」における年齢制限の要件については、「夫婦共に婚姻日における年齢が三十四歳以下」とされている。人口動態調査によると、初婚年齢の比率は夫・妻共に二十五歳から二十九歳でピークを迎える(夫の約三十七%，妻の約四十二%)ものの、夫・妻が三十五歳以上で初婚を迎えている者が約二割(十九%)にのぼる事実も存在する。この先、晩婚

化が更に進めば、本支援の対象となつていらない三十五歳以上の初婚が増えていくと考えられる。そこで本事業において、支援対象としているのか、尋ねる。

三 「結婚新生活支援事業」において、新婚の夫婦に对象を限定している根拠は何か。再婚である夫婦に対する支援を講じていない理由は何か。

四 「結婚新生活支援事業」は、二人で新しく生活を始める者への生活支援が政策目的だとすれば、婚姻の有無とは別次元の判断が必要になるとも考えられる。この際、当事業が事実婚、或いはパートナーを支援の対象外としている点について、その根拠は何か。合理的な説明を求める。

五 未婚のシングルマザー(ファザー)或いは寡婦(夫)又は離婚により單身となつたひとり親は、うけ養い育てるという形を取つてゐないものの、子育てのための新生活の費用を補助することは政策的に一定の合理性があると考えられる。ひとり親の支援策は、「平成三十一年度与党税制改正大綱」の合意において、住民税非課税の適用拡大と共に、臨時・特別の措置として給付金が払われるることになつてゐるが、現状では当該支援事業の対象となつてゐない理由は何か。また今後右質問する。

衆議院議員古本伸一郎君提出政府による結婚支援政策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員古本伸一郎君提出政府による結婚支援政策に関する質問に対する答弁書

一、二及び四について
御指摘の「結婚新生活支援事業」は、「ニッポン一億総活躍プラン」(平成二十八年六月二日閣議決定)において、「少子高齢化が深刻化する中、若者の希望する結婚が、それぞれ希望する年齢で叶えられるような環境を整備する。このため、結婚の段階における支援を充実する」とされたことを踏まえ、婚姻した者の世帯を対象に新生活を経済的に支援する地方公共団体の施策の実施を支援することで、地域における少子化対策を推進することを目的として行われるものである。その上で、御指摘の補助対象の要件については、総務省の「労働力調査(詳細集計)」における夫と妻が共に雇用者である世帯数の推移、国立社会保障・人口問題研究所が平成二十七年に実施した「第十五回出生動向基本調査(独身者調査ならびに夫婦調査)」における「平均希望結婚年齢」、内閣府が平成二十二年度に実施した「結婚・家族形成に関する調査」における年収別の婚姻状況等を基に総合的に判断した上で一定の基準として設定したものである。

御指摘の「結婚新生活支援事業」においては、夫と妻の一方又は双方が同事業に係る補助を受けたことがある場合を除き、夫と妻の一方又は双方が再婚である世帯も補助の対象となるものである。

五について

御指摘の「結婚新生活支援事業」は、婚姻した者の世帯の新規の住宅取得費用又は新規の住宅賃借費用及び婚姻に伴う引越費用を同事業に係る補助の対象としているところ、御指摘の「未婚のシングルマザー(ファザー)或いは寡婦(夫)又は離婚により單身となつたひとり親」への「子育てのための新生活の費用を補助すること」の意味するところが明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

令和元年五月十三日提出
質問 第一六八号

羽田空港への低空飛行ルートの決定に際する平成二十二年国土交通省文書「D滑走路供用後東京国際空港の運用について」に対する回答について(回答)】の取り扱いに関する質問主意書

提出者 松原 仁

羽田空港への低空飛行ルートの決定に際する平成二十二年国土交通省文書「D滑走路供用後東京国際空港の運用について」に対する回答について(回答)】の取り扱いに関する質問主意書

羽田空港への低空飛行ルートの決定に際する平成二十二年国土交通省文書「D滑走路供用後東京国際空港の運用について」に対する回答について(回答)】の取り扱いに関する質問主意書

現在計画中の羽田空港の国際線増便に伴う東京都心部での低空飛行を含む新飛行経路をめぐり、ルート下の住民や町会、企業など、様々な関係者から、決定に対する慎重もしくは反対の声が日増しに多くなつてゐる。遡ること約十年、平成二十一年から二十二年にかけて国土交通省は東京都の大田区との間で飛行ルートの運用や変更に関する文書を交わしており、平成二十二年五月十四日付

内閣衆質一九八第一六七号

令和元年五月二十四日

衆議院議長 大島 理森殿 内閣総理大臣 安倍 晋三

で、大田区長宛に国土交通省航空局長名で「D滑走路供用後の東京国際空港の運用について」に対する回答について(回答)】(以後、当該文書)が発せられている。もし都心低空飛行ルートを含む新飛行経路計画が採用される場合、当該文書の内容がどのように扱われるのかについて質問する。

一 当該文書の取り扱いについて

1 政府として当該文書の存在を認識しているか。

2 当該文書における羽田空港の運用内容と、今回の新飛行経路計画の間に齟齬をきたす部分はあるか。ある場合、当該文書のどの部分の変更が必要となるか。

3 当該文書の6において、運用の変更を行う場合「大田区と協議する」とされている。今回の新飛行経路計画を進めるあたり、これまで大田区行政とのような協議を行い、現在どのような合意がなされているか。まだ行っていない場合、今後、協議を行う予定はあるか。

二 大田区以外の自治体との間で交わした当該文書と同等ないし類似の合意について

1 今回の新飛行経路の採用に係るもので、過去に大田区以外の自治体との間で交わされた合意について(回答)】(以下「回答」という)が発出されたことは承知している。

二 大田区以外の自治体との間で交わした合意は存在するか。存在する場合、いつ、どの自治体と、どのような合意を交わしたか。

2 1に関連して、合意を交わした自治体との間で、今回の新飛行経路計画に関する、どのような協議を行ってきたか。もしくはその自治体との間で何らかの合意を得られているか。右質問する。

内閣衆質一九八第一六八号

令和元年五月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員松原仁君提出羽田空港への低空飛行ルートの決定に際する平成二十二年国土交通省

文書「D滑走路供用後の東京国際空港の運用について」に対する回答について(回答)】の取り扱いに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員松原仁君提出羽田空港への低空飛行ルートの決定に際する平成二十二年国土交通省文書「D滑走路供用後の東京国際空港の運用について」に対する回答について(回答)】の取り扱いに関する質問に対する答弁書

一の1について

政府としては、平成二十一年五月十四日に国土交通省航空局長から東京都大田区長に対して、御指摘の「当該文書」である「D滑走路供用後の東京国際空港の運用について」に対する回答について(回答)】(以下「回答」という)が発出されたことは承知している。

二の2及び3について

政府としては、東京国際空港における新たな飛行経路案(以下「新経路案」という。)について、関係地域の地方公共団体及び住民の方々に説明を行っているところであるが、今後も引き続き丁寧な情報提供を行い、幅広い理解を得た上で、二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会までに運用できるようにしたいと考えている。

お尋ねの「齟齬をきたす」の意味するところが

必ずしも明らかではないが、東京都大田区に対して、丁寧な情報提供を行いつつ、今後、新経路案の運用を開始するに当たっては、例えば、回答の一の(三)にある「昼間時間帯」における離着陸ルート」を変更するなどの対応が必要となるため、回答の六にある協議を行うこととしている。

一 番組に使われている映像で、フッ素入りハミガキ粉を使うスウェーデンの一家族の事例を紹介し、その後、スウェーデンの虫歯と日本の虫歯をグラフで比較し、スウェーデンで虫歯がないのはフッ素と磨き方であるとした。フッ素に結びつけるためわざわざ鍋やフライパンのフッ素加工で視聴者をコーティングに誘導し、歯の表面もフッ素でコーティングするとし、わざわざ模型で視覚的にフッ素の働きを連想させていく手の込んだ手法をとっていた。以下政府の承知するところをお答え願う。

二 フッ素が膜のように歯面をコーティングしていると模型を作成しているが、この模型で説明したように歯面をフッ素がコーティングしていることを証明した科学的根拠はあるか。あるなら出典も示されたい。

三 一ノ一 ある一家族の口をゆすがない事例を紹介し、社会全体に当てはまるかのよう放映を

おこなった。口腔内をゆすがないという新しい方法について、フッ素の飲み込みとそれ以

外のハミガキ成分を飲み込んだ時に安全とす

る科学的な根拠となる論文はあるか。あるなら出典を示されたい。

四 一ノ二 ある一家族の口をゆすがない事例を紹介し、社会全体に当てはまるかのよう放映を

おこなった。口腔内をゆすがないという新しい方法について、フッ素の飲み込みとそれ以

外のハミガキ成分を飲み込んだ時に安全とす

る科学的な根拠となる論文はあるか。あるなら出典を示されたい。

五 一ノ三 日本では食品安全委員会が平成二十四年十二月十七日付けで「清涼飲料水中のフッ素の規格基準に関する食品健康影響評価」について答申をしている。この答申はフッ素

の耐容一日摂取量を〇・〇五mg/kg体重/日

としている。ハミガキ粉に含まれるフッ素の飲み込みによる耐容量はこの基準が適用されるか。されない場合の飲み込み量の安全性を確保するための耐容一日摂取量の数値を示されたい。

一ノ四 事例調査は問題の広がりを見ることができるが、フッ素の効果で虫歯が減少するといふ結論を導くことはできない方法である。こうした事例調査を援用してフッ素による虫歯予防効果があるかのように錯覚させる手法は公共放送として問題ないか。

一ノ五 スウェーデンは水道水フッ素化で裁判まで起こし、裁判所もフッ素の水道水化を止めた国で、フッ素対しては警戒心がある国のひとつである。しかし、スウェーデンでは誰でもハミガキ粉を飲み込んでいるかのように思われる放映になつてゐる。こうした放映は放送基準に反していいなか。

一ノ六 科学的にフッ素の予防効果は疫学調査で減少してきており、変動が大きく効果が定まっていない。また、フッ素は安全として放映しているがフッ素歯牙症は使用量と近接した量で起きることが判明しており、米国でも問題になつてゐる。ただの紹介から、「口腔内をゆすぐな」と踏み込んだ放映で国民は混乱している。ハミガキ後「ゆすぐな」という虫歯予防法は国も推奨するものか。もし、これを実行する視聴者がいた場合、国としてはNHKの放映内容をそのまま実行することを推薦しているのか。

二 放映にハミガキ会社の研究室で試作された練りハミガキでスタッフが歯を磨く映像が出てくるが、この歯ブラシに着けられた練りハミガキは垂れ下がつておりかなりの量であった。似た形状になるようにして計測した結果三から四グラムであった。この量を見た視聴者は歯ブラシから垂れる状態で良いと、強いインパクトのあるか。されない場合の飲み込み量の安全性を確保するための耐容一日摂取量の数値を示されたい。

ラムであった。この量を見た視聴者は歯ブラシの映像である。また、歯ブラシに着けられたハミガキ剤に社員研究者が「多いかな」と発言している。NHKは撮り直すことなく放映した。しかし、最初に出てくるハミガキ粉の量で、視聴者に大きな影響を与えることを承知しているはずである。このような推奨量を超える映像そのまま使うことに公共放送として問題はないのか。

三 番組後半でハミガキ粉の量を増やしたほうが良いと暗示させるため、一般人の使用量が少ないことを見せ、続けてイエテボリ大学の教授に「ハミガキ粉を二センチ使う。これがとても重要なことです。虫歯予防に十分な効果が期待できます」と紹介している。フッ素については効果があるのかどうかが議論となつてゐるので、教授も発言に慎重さをみせ「効果が期待できる」と発言している。NHKの制作職員は巧みに発言を使い分けているが、こうした制作手法は視聴者に間違った判断を起させる可能性が高い。公共放送としてこの手法は許される手法か。

四 現在、一般的にハミガキ粉を二センチとしているが、歯ブラシにもブラシ部分が長いもの短いもの丸いものなどがある。国は歯みがき粉の長さを「二センチと重量でなく長さで指導しているのか。

五 フッ素コーティングという新しい思いつきに、フッ素が本当に歯面でコーティングしているのかを卵の殻にフッ素入りハミガキを塗布した実験がおこなわれている。この実験には時間経過とコントロールとしてのフッ素が添加されないハミガキ剤およびフッ素だけという比較対象が必要である。しかし、フッ素入りハミガキとただの卵での実験であつた（この実験は

小学生の夏休みの宿題で行われるレベル）。こ

うした実験はNHKの裁量であろうが、実験としての要件を満たしていない。公共放送として、正しく評価できない実験で多くの人にフッ

素はコーティング効果があると誇張された情報を流したことは法に触れる可能性がある。

五ノ一 卵の殻を歯に見立てているが、卵の殻は炭酸カルシウムであり、歯のエナメル質はリ

ン酸カルシウムを主成分としている。炭酸カルシウムは酢以外にもレモン果汁などでも簡単に溶ける。歯のエナメル質のような結晶構造を持つ場合は簡単に溶けない。こうした事実があるのに卵の殻を酢で溶かし視聴者を驚かすトリック的手法は公共放送としての裁量の範囲か。法的に問題はないか。

五ノ二 放映で、フッ素の危険性については十mgまで安全としていたが、どこから出された数値か。

七 放映で十二歳以下については「口をすすぐがない」ということは行わないようになると条件を付記していた。十二歳以下という年齢は国が規制しているのか。

八 放映で、インプラントのチタンについては「フッ素がインプラントに与える影響についてさまざまな研究があります。心配な方は主治医に相談ください」と小さな記述があつた。インプラントの人はフッ素についてどのような影響があるのか政府の承認するところをお答え願う。

九 ハミガキ粉には多くの化学薬剤が配合されており、それを飲み込むことを国は想定していないと考える。しかし、NHKはフッ素を口腔内に維持のためゆすがないことをすすめている。こうなるとハミガキ粉の多種の化学薬剤を飲み

込むことになる。国としてはハミガキ剤成分の飲み込みについて許していいのか。

十 番組中で「ラウリル硫酸ナトリウム（発泡剤）」の説明を加えている。「コーヒーや紅茶などを飲んで歯が茶色っぽくなってしまうのは着色汚れです。そういうものを浮かせて落とす力がある」と説明している。

十一 界面活性剤で洗剤の主成分であるラウリル硫酸ナトリウムは発泡目的で許可されているのか。

十二 歯の着色成分を浮かして落とすことを目的に添加をしているのか。

十三 界面活性剤であるから口腔内の脂肪を落とす目的で許可しているのか。

十四 飲んで歯が茶色っぽくなってしまうのは着色汚れです。そういうものを浮かせて落とす力がある」と説明している。

十五 番組中で「ラウリル硫酸ナトリウム（発泡剤）」の説明を加えている。「コーヒーや紅茶などを飲んで歯が茶色っぽくなってしまうのは着色汚れです。そういうものを浮かせて落とす力がある」と説明している。

十六 番組中で「ラウリル硫酸ナトリウム（発泡剤）」の説明を加えている。「コーヒーや紅茶などを飲んで歯が茶色っぽくなってしまうのは着色汚れです。そういうものを浮かせて落とす力がある」と説明している。

十七 番組中で「ラウリル硫酸ナトリウム（発泡剤）」の説明を加えている。「コーヒーや紅茶などを飲んで歯が茶色っぽくなってしまうのは着色汚れです。そういうものを浮かせて落とす力がある」と説明している。

十八 番組中で「ラウリル硫酸ナトリウム（発泡剤）」の説明を加えている。「コーヒーや紅茶などを飲んで歯が茶色っぽくなってしまうのは着色汚れです。そういうものを浮かせて落とす力がある」と説明している。

内閣衆議院質問第一九八第一六九号

令和元年五月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員大河原雅子君提出フッ素入りハミガキ粉をうがいせず口腔内に留め最終的に飲み込むことを推奨することに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員大河原雅子君提出フッ素入りハミガキ粉をうがいせず口腔内に留め最終的に飲み込むことを推奨することに関する質問に対する答弁書

一ノ一 及び六について
お尋ねについては、個別の放送番組の内容に

に飲み込むことを推奨することに関する質問に対する答弁書

お尋ねについては、個別の放送番組の内容に

に飲み込むことを推奨することに関する質

一ノ二について
一ノ一及び六について述べたとおり、お尋ねについては、個別の放送番組の内容に関するものであることから、政府としてお答えする立場にはない。なお、医薬部外品である歯磨剤は、御指摘のフッ素入りのものを含め、歯を磨くことを目的とした口腔用の外用剤であり、口腔内をゆすいで吐き出すことを行わずに、嚥下することを前提としてその製造販売の承認が行われているものではない。

一ノ三について
お尋ねの「この基準が適用される」及び「飲み込み量の安全性を確保するための耐容一日摂取量の数値」の意味するところが必ずしも明らかではなく、また御指摘の「答申」の記述は、飲料水からのフッ素の摂取における耐容一日摂取量について述べられたものであり、医薬部外品である歯磨剤に含まれるフッ素について述べたものではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

一ノ四、一ノ五、二、三及び五について
お尋ねの「こうした事例調査を援用して・・・錯覚させる手法」、「放送基準」、「推奨量を超える映像」、「この手法」、「視聴者を驚かすトリック的手法」等の意味するところが必ずしも明らかではないが、放送番組は、放送法（昭和二十五年法律第二百三十二号）の規定に従い、放送事業者の自主自律によって編集されるべきものと考えており、個別の放送番組の内容について、政府として見解を述べることは差し控えたい。

一ノ六、七及び九について
お尋ねの「推奨する」、「規制している」と「許してくる」の意味するところが必ずしも明らかではないが、一ノ二についてで述べたとお

ることを目的とした口腔用の外用剤であり、口腔内をゆすいで吐き出すことを行わずに、嚥下することを前提としてその製造販売の承認が行われているものではない。

一ノ三について
お尋ねの「この基準が適用される」及び「飲み込み量の安全性を確保するための耐容一日摂取量の数値」の意味するところが必ずしも明らかではないが、厚生労働省のホームページにおいて、フッ化物配合歯磨剤の「効果的な使用方法」における「フッ化物配合歯磨剤の年齢別応用量」は、十五歳以上の者がフッ化物濃度が千PPMの歯磨剤を使用する場合、二センチメートル程度であると情報提供している。

八について
お尋ねの「インプラントの人はフッ素についてどのような影響があるのか」の意味するところが必ずしも明らかではないが、医療機器として承認されている歯科用インプラントについて、フッ素による不具合の発生に係る医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第二百四十五号）第六十八条の十の規定に基づく報告は現時点において確認されていない。

十について
お尋ねの「許可されている」、「認めている」及び「許可している」の意味するところが明らかでないため、お答えすることは困難である。

令和元年五月十四日提出 質問 第一七〇号
わが国の消費税及びEU型付加価値税の違い等に関する質問主意書
提出者 福田 昭夫

一 我が国の消費税及びEU型付加価値税の違
い等に関する質問主意書
一 わが国の消費税の納稅義務者は、「資産の譲渡等を行う事業者及び輸入者」となっているが、仕入れ税額控除方式により、事業者は納稅義務者ではあるが、消費税を一円も負担していないと思うが、その通りか。YESかNOで答えてください。

2 輸入者は「消費者も法人も国や地方自治体の公的機関も、輸入する者はすべて納稅義務者となる」のか。YESかNOで答えてください。

二 EU VAT指令では「国・地方公共団体等の公的機関は経済競争面で重大な差異をもたらす場合を除き、付加価値税の課税対象外となつてゐる」が、わが国の消費税では「国・地方公共団体等の公的機関が何故消費税を負担する」のか。その理由を明確に答えてください。

三 EU VAT指令では付加価値税の納稅義務者は「経済活動をいかなる場所であれ独立して行うもの及び輸入者」となつております。EUでは消費者だけではなく事業者（生産・卸・小売り）も付加価値税を負担していると思うがどうか。政府が承知していれば、YESかNOで答えてください。

五 国会に提出している「国税収納金整理資金受払計算書」の様式を、消費税の申告書を変更した上で、次のように改め、国の予算書、決算書に反映させ、正確な税情報を開示して国民の信頼を得るべきだと思うが、どうか。YESかNOで答えてください。

六 国・地方公共団体等の公的機関が平成二十九年度いくら消費税を納めたか決算見込みで明らかにして下さい。
○国 ○地方公共団体 ○○○○円
○國・地方以外の公的機関 ○○○○円
○合計 ○○○○円
右質問する。

四 EU指令に基づくOECD（経済協力開発機構）のガイドライン「国際的な付加価値税／物品・サービス税に係るガイドライン」では、仕向地主義によって「輸出は付加価値税を免れ」とあるが、WTO（世界貿易機関）の「補助金・相殺措置に関する協定」では「輸出を条件とした補助金（減税も含まれる）と国内産品の優先使用に基づく補助金が、禁止補助金（レッド補助金）として交付が原則禁止されている」。OECDの

ガイドラインとWTOの補助金協定の考え方があ

全く違うがその理由は何か。

1 EUに加盟していないわが国が、消費税法

第七条で免税として還付しているが、これは

WTOの輸出を条件に交付される補助金（減税も含まれる）、輸出奨励補助金、禁止補助

金として認定されるのではないか。YESかNOで答えてください。

2 我が国の消費税の輸出免税還付金は、EU

以外の付加価値税のない国へ輸出しても還付

されていると思うがどうか。YESかNOで答えてください。

内閣衆質一九八第一七〇号

令和元年五月二十四日

内閣総理大臣 安倍晋三

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員福田昭夫君提出わが国の消費税及びEU型付加価値税の違い等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員福田昭夫君提出わが国の消費税及びEU型付加価値税の違い等に関する質

問に対する答弁書

一の1及び3について

お尋ねの「負担」の意味するところが必ずしも明らかではないが、消費税は、事業者が行つた課税資産の譲渡等について、事業者を納税義務者として課される一方、課税の累積を排除するため、課税仕入れ等に係る消費税額を控除する仕組みとなつておあり、仕入税額控除制度があるからといって、必ずしも事業者の納税額がなくなるものではない。このような仕組みは、諸外国の付加価値税においても同様であると承知している。

一の2について

お尋ねの「負担」の意味するところが必ずしも

四について

消費税については、売上げに係る税額から仕組みであるが、輸出先の国の付加価値税制度の有無にかかわらず、輸出取引においては免除されており、売上げに係る税額よりも仕入れに係る税額が大きくなる場合には、その差額分が還付されることになる。

また、御指摘の「補助金・相殺措置に関する協定」については、同協定1.(a)(i)の注釈において、輸出產品について、国内消費に向けられる同種の產品に課される内国税を免除されること又はこのような内国税が課されたときにその額を超えない額だけ払戻しを受けることは、補助金とはみなさない旨規定しているものと承知している。

したがつて、「OECDのガイドラインとWTOの補助金協定の考え方方が全く違う」との御指摘及び「わが国が、消費税法第七条で免税として還付しているが、これはWTOの輸出を条件に交付される補助金(減税も含まれる)、輸出奨励補助金、禁止補助金として認定される」との御指摘はいずれも当たらない。

五について

消費税法(昭和六十二年法律第百八号)第五条第二項において「外国貨物を保税地域から引き取る者」は納税義務者とされており、同法上、納税義務の主体について、それ以上の限定はされていない。

二について

お尋ねの「負担」の意味するところが必ずしも明らかではないが、我が国の消費税においては、課税対象外となる取引が多くなることにより制度が複雑になる等の問題が生じないよう、国及び地方公共団体も含め事業者が行う課税資産の譲渡等を広く課税対象としたものである。

六について

お尋ねの「国・地方公共団体等の公的機関が平成二十一年度いくら消費税を納めたか」については、その意味するところが必ずしも明らかではないが、国税として納められた収納済額について申し上げれば、年度別及び税目別で管理を行つており、納税者を区分して管理は行っていないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

六月十五日提出
質問 第一七一号
企業主導型保育事業の検証に関する質問主意書
提出者 早稲田夕季
意書
内閣府は、昨年の国会での私たちの指摘を受け、二〇一六年度と二〇一七年度分の企業主導型保育事業の検証を行い、度重なる催促の末、ようやくその結果を公表したので、以下、質問する。

一 整備費の助成決定額が交付基礎額と同額となつてゐる施設数とその割合について調べた目的はないが、また二〇一六年度竣工の四百十施設のうち創設で十四・八%、二〇一七年度の千百二十一施設のうち十・四%となつていていう調査結果について、どのように評価しているのか。

二 企業主導型保育事業費補助金実施要綱によれば、整備費の本体工事費の基本単価は定員二十名以下で七千五百八十万円、四十一名から七十

名で一億五百五十万円と、大変高い単価となつてゐる。現地確認もしない中で、実際の工事費との整合性をどのように判断しているのか。整備費の助成決定額が交付基礎額と同額となつてゐる施設については、今夏の新たな実施機関が公募されるまでの間に、水増し請求がなかつたかどうか、児童育成協会に今一度精査させるべきではないか。

三 助成金交付後の取りやめや取り消し案件について、助成金の返還は個別に実施されていることだが、取りやめたうちまだ助成金が返還されていない七施設と、取り消しの二施設について、実施機関である児童育成協会は期限をいつまでに定めて返還を求めているのか。分割払いで返還を求めている一施設とは、具体的にどのような取り決めになつていて、いくらずつ、何回払い、いつまでに返還することとなつていているのか。仮に児童育成協会以外が新たに実施機関となつた場合でも、児童育成協会が引き続き返還を受けることになるのか。

四 助成金の返還を求めるにあたり、一年以上にわたつての分割払いを認めることは、国の予算が単年度であつて、かつ児童育成協会が今夏以降実施機関であり続けるか未定であることを踏まえれば、不適切なのではないか。政府全体として過去に助成金の返還を一年以上の分割払いで認めた事例があるのであれば、どのような事例か、あきらかにされたい。

五 内閣府は、この検証結果に対する自らの責務をどのように分析し、どのように責任を取るのか。また児童育成協会にどのように責任を取らせれるのか。

右質問する。

内閣衆賀一九八第一七二号

令和元年五月二十四日

内閣總理大臣 安倍晋三

衆議院議長 大島 理森殿

業における補助金適正化法の適用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員早稻田夕季君提出企業主導型保育事業における補助金適正化法の適用に関する質問に対する質問に対する答弁書

一について

公益財団法人児童育成協会(以下「協会」という。)からは、内閣總理大臣に対し、「平成二十八年度企業主導型保育事業実績報告書」及び「平成二十九年度企業主導型保育事業実績報告書」が年度ごとに提出されている。また、協会からの報告によると、現時点において、御指摘の「二〇一八年度の報告書」の提出時期は確定していないため、これに関するお尋ねについてお答えすることは困難であるが、内閣府から、協会に対し、速やかな提出を求めているところである。

二について

平成二十八年度企業主導型保育事業実績報告書及び「平成二十九年度企業主導型保育事業実績報告書」の内容については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号。以下「補助金適正化法」という。)第十四条の規定に基づき、協会において判断した上で記載したものと承知している。

三について

御指摘の「過去三回」の企業主導型保育事業評価検討委員会(以下「評価検討委員会」という。)

で使用した資料については、評価検討委員会において、協会の業務の実施状況についての評価及び拠出金を支払っている経済界に対するお問い合わせの意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「助成決定の取り消し」の事案においては、協会から個々の事業者等に対して当該事業の実施に要する費用を助成する業務を行う法人(以下「実施機関」という。)の平成二十八年度の公募に際しては、当該公募により決定された実施機関が行つた業務が適切かつ効果的なものであつたと評価検討委員会において認められた場合には、翌年度においても国庫補助を継続できるものとしていたところ、平成二

八年度末及び平成二十九年度末の評価検討委員会においては、国庫補助の継続の適否について率直な意見の交換を確保するため、それらの内容を非公開とすることを前提として開催したものであり、その際の資料及び議事概要是公表しなかつたところである。その後、平成三十一年度・二十九年度助成決定分の検証について及び平成三十一年三月十八日に企業主導型保育事業の円滑な実施に向けた検討委員会として取りまとめた「企業主導型保育事業の円滑な実施に向けた検討委員会報告」で示された方向性に沿つて、御指摘の「審査・監査の体制構築」に関する点も含め、企業主導型保育事業に係る制度の改善について検討を進めているところであり、現時点において、お尋ねについてお答えするることは困難である。

五について

内閣府としては、平成三十一年四月二十六日に公表した「企業主導型保育事業(平成二十八年度・二十九年度助成決定分)の検証について」及び平成三十一年三月十八日に企業主導型保育事業の円滑な実施に向けた検討委員会として取りまとめた「企業主導型保育事業の円滑な実施に向けた検討委員会報告」で示された方向性に沿つて、御指摘の「審査・監査の体制構築」に関する点も含め、企業主導型保育事業に係る制度の改善について検討を進めているところであり、現時点において、お尋ねについてお答えするることは困難である。

五について

内閣府としては、補助金適正化法第十八条第一項又は第二項に規定する要件に該当するとき

は、同条第一項又は第二項の規定に基づき、補助金等の返還を命ぜることとなる。その上で、

御指摘の「補助金適正化法の理念に反する不作為及び拠出金を支払っている経済界に対する背信行為」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「助成決定の取り消し」の事案においては、協会から個々の事業者等に対して当該事業の実施に要する費用を助成する業務を行う法人(以下「実施機関」という。)の平成二十八年度の公募に際しては、当該公募により決定された実施機関が行つた業務が適切かつ効果的なものであつたと評価検討委員会において認められた場合には、翌年度においても国庫補助を継続できるものとしていたところ、平成二

八年度末及び平成二十九年度末の評価検討委員会においては、国庫補助の継続の適否について率直な意見の交換を確保するため、それらの内容を非公開とすることを前提として開催したものであり、その際の資料及び議事概要是公表されない。

六について

内閣府としては、平成三十一年四月二十六日に公表した「企業主導型保育事業(平成二十八年度・二十九年度助成決定分)の検証について」及び平成三十一年三月十八日に企業主導型保育事業の円滑な実施に向けた検討委員会として取りまとめた「企業主導型保育事業の円滑な実施に向けた検討委員会報告」で示された方向性に沿つて、御指摘の「審査・監査の体制構築」に関する点も含め、企業主導型保育事業に係る制度の改善について検討を進めているところであり、現時点において、お尋ねについてお答えするることは困難である。

第一章 総則

第二章 基本方針等(第十一条・第十二条)

第三章 基本的施策

第四章 地方公共団体の施策(第二十六条)

第五章 日本語教育推進会議等(第二十七条・第二十八条)

第六章 海外における日本語教育の機会の拡充(第十八条・第十九条)

第七章 第二節 日本語教育の水準の維持向上等(第二十一条・第二十二条)

第八章 第四節 日本語教育に関する調査研究等(第二十三条・第二十四条・第二十五条)

第九章 附則

日本語教育の推進に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第九条)

第二章 基本方針等(第十一条・第十二条)

第三章 基本的施策

第四章 地方公共団体の施策(第二十六条)

第五章 日本語教育推進会議等(第二十七条・第二十八条)

第六章 海外における日本語教育の機会の拡充(第十八条・第十九条)

第七章 第二節 日本語教育の水準の維持向上等(第二十一条・第二十二条)

第八章 第四節 日本語教育に関する調査研究等(第二十三条・第二十四条・第二十五条)

第九章 附則

第一章 総則

第二章 基本方針等(第十一条・第十二条)

第三章 基本的施策

第四章 地方公共団体の施策(第二十六条)

第五章 日本語教育推進会議等(第二十七条・第二十八条)

第六章 海外における日本語教育の機会の拡充(第十八条・第十九条)

第七章 第二節 日本語教育の水準の維持向上等(第二十一条・第二十二条)

第八章 第四節 日本語教育に関する調査研究等(第二十三条・第二十四条・第二十五条)

第九章 附則

第一章 総則

第二章 基本方針等(第十一条・第十二条)

第三章 基本的施策

第四章 地方公共団体の施策(第二十六条)

第五章 日本語教育推進会議等(第二十七条・第二十八条)

第六章 海外における日本語教育の機会の拡充(第十八条・第十九条)

第七章 第二節 日本語教育の水準の維持向上等(第二十一条・第二十二条)

第八章 第四節 日本語教育に関する調査研究等(第二十三条・第二十四条・第二十五条)

第九章 附則

第一章 総則

第二章 基本方針等(第十一条・第十二条)

第三章 基本的施策

第四章 地方公共団体の施策(第二十六条)

第五章 日本語教育推進会議等(第二十七条・第二十八条)

第六章 海外における日本語教育の機会の拡充(第十八条・第十九条)

第七章 第二節 日本語教育の水準の維持向上等(第二十一条・第二十二条)

第八章 第四節 日本語教育に関する調査研究等(第二十三条・第二十四条・第二十五条)

第九章 附則

第一章 総則

第二章 基本方針等(第十一条・第十二条)

第三章 基本的施策

第四章 地方公共団体の施策(第二十六条)

第五章 日本語教育推進会議等(第二十七条・第二十八条)

第六章 海外における日本語教育の機会の拡充(第十八条・第十九条)

第七章 第二節 日本語教育の水準の維持向上等(第二十一条・第二十二条)

第八章 第四節 日本語教育に関する調査研究等(第二十三条・第二十四条・第二十五条)

第九章 附則

(定義)

第二条 この法律において「外国人等」とは、日本語に通じない外国人及び日本の国籍を有する者をいう。

2 この法律において「日本語教育」とは、外国人等が日本語を習得するために行われる教育その他の活動(外国人等に対して行われる日本語の普及を図るために活動を含む)をいう。

(基本理念)

第三条 日本語教育の推進は、日本語教育を受けることを希望する外国人等に対し、その希望、位置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会が最大限に確保されるよう行われなければならない。

2 日本語教育の推進は、日本語教育の水準の維持向上が図られるよう行われなければならない。

(事業主の責務)

第六条 外国人等を雇用する事業主は、基本理念

日本語教育の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第四条 国は、前条の基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、日本語教育の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、日本語教育の推進に関する施策を講じなければならない。

おける最初の学年の初めから満十五歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間をいう。)に用される言語の重要性に配慮して行われなければならない。

相互間の連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

2 国は、海外における日本語教育が持続的かつ適切に行われるよう、独立行政法人国際交流基金、日本語教育を行う機関、諸外国の行政機関及び教育機関等との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

5 文部科学大臣及び外務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 政府は、日本語教育を取り巻く環境の変化を勘察し、並びに日本語教育に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を踏まえ、おおむね五年ごとに基本方針に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

7 第三項から第五項までの規定は、基本方針の変更について準用する。

8 政府は、日本語教育の推進に関する施策を実施するため必要な法制度上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

9 第九条 政府は、日本語教育の状況及び政府が日本語教育の推進に関する施策に関する資料を作成し、適切な方法により隨時公表しなければならない。

10 第十条 政府は、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

11 第十一条 地方公共団体は、基本方針を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定め るよう努めるものとする。

12 第十二条 地方公共団体は、基本方針を参考して、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定め るよう努めるものとする。

13 第十三条 地方公共団体は、基本方針を参考して、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定め るよう努めるものとする。

14 第十四条 地方公共団体は、基本方針を参考して、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定め るよう努めるものとする。

15 第十五条 地方公共団体は、基本方針を参考して、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定め るよう努めるものとする。

16 第十六条 地方公共団体は、基本方針を参考して、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定め るよう努めるものとする。

17 第十七条 地方公共団体は、基本方針を参考して、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定め るよう努めるものとする。

18 第十八条 地方公共団体は、基本方針を参考して、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定め るよう努めるものとする。

19 第十九条 地方公共団体は、基本方針を参考して、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定め るよう努めるものとする。

20 第二十条 地方公共団体は、基本方針を参考して、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定め るよう努めるものとする。

21 第二十一条 地方公共団体は、基本方針を参考して、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定め るよう努めるものとする。

22 第二十二条 地方公共団体は、基本方針を参考して、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定め るよう努めるものとする。

23 第二十三条 地方公共団体は、基本方針を参考して、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定め るよう努めるものとする。

24 第二十四条 地方公共団体は、基本方針を参考して、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定め るよう努めるものとする。

5 日本語教育の推進は、国内における日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識の下に行われなければならない。

4 日本語教育の推進は、海外における日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識の下に行われなければならない。

3 日本語教育の推進は、外国人等に係る教育及び労働、出入国管理その他の関連施策並びに外交政策との有機的な連携が図られ、総合的に行われなければならない。

2 日本語教育の推進は、日本語教育の水準の維持向上が図られるよう行われなければならない。

1 日本語教育の推進は、我が国に対する諸外国の理解と関心を深め、諸外国との交流を促進するとともに、諸外国との友好関係の維持及び発展に寄与することとなるよう行われなければならない。

6 日本語教育の推進は、日本語を学習する意義についての外国人等の理解と関心が深められるよう配慮して行われなければならない。

7 日本語教育の推進は、我が国に居住する児童期及び学齢期(満六歳に達した日の翌日以後に含む。以下同じ。)、外国人等を雇用する事業主、外国人等の生活支援を行う団体等の関係者

日本語教育の推進に関する法律案

(号外)

め、必要な啓発活動を行うよう努めるものとする。

(外国人留学生等に対する日本語教育)

国は、大学及び大学院に在学する外国人留学生等(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の四の表の留学の在留資格をもつて在留する者及び日本の国籍を有する者であつて我が国に留学しているものをいう。次項において同じ。)であつて日本語を理解し、使用する能力(以下「日本語能力」という。)を必要とする職業に就くこと、我が国において教育研究を行うこと等を希望するものに対して就業、教育研究等に必要な日本語を習得させるための日本語教育の充実を図るために必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、外国人留学生等(大学及び大学院に在学する者を除く。)であつて日本語能力を必要とする職業に就くこと又は我が国において進学することを希望するものに対して就業又は進学に必要な日本語を習得させるための日本語教育の充実を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(外国人等である被用者等に対する日本語教育)

第十四条 国は、事業主がその雇用する外国人等(次項に規定する技能実習生を除く。)に対して、日本語学習の機会を提供するとともに、研修等により専門分野に関する日本語教育の充実を図ることができるよう、必要な支援を行うものとする。

2 国は、事業主等が技能実習生(出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の在留資格をもつて在留する者をいう。)に対して日本語能力の更なる向上の機会を提供することができるよう、教材の開発その他の日本語学習に

関する必要な支援を行うものとする。

(日本語教育の推進に関する法律案の拡充)

3 国は、定住者等(出入国管理及び難民認定法別表第二の上欄に掲げる在留資格をもつて在留する者をいう。)が就労に必要な水準の日本語を習得することができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(難民に対する日本語教育)

第十五条 国は、出入国管理及び難民認定法第六十一条の二第一項に規定する難民の認定を受けている外国人及びその家族並びに外国において一時に庇護されていた外国人であつて政府の方針により国際的動向を踏まえ我が国に受け入れたものが国内における定住のために必要となる基礎的な日本語を習得することができるよう、学習の機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における日本語教育)

第十六条 国は、地域における日本語教育の機会の拡充を図るため、日本語教室(専ら住民である外国人等に対して日本語教育を実施する事業

をいう。以下この条において同じ。)の開始及び運営の支援、日本語教室における日本語教育に従事する者の養成及び使用される教材の開発及び提供並びにその支援、海外において日本語教育を行う教育機関の活動及び日本語を学習する者の支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(国民の理解と関心の増進)

第十七条 国は、国内における日本語教育が外国人等の日本語能力を向上させるとともに、共生社会の実現に資することを踏まえ、外国人等に対する日本語教育についての国民の理解と関心を深めるよう、日本語教育に関する広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第二節 海外における日本語教育の機会

(拡充)

(海外における外国人等に対する日本語教育)

第十八条 国は、海外における日本語教育が外国人等の我が国に対する理解と関心の増進、我が国企業への就職の円滑化等に寄与するものであることに鑑み、各国における日本語教育の状況に応じて、持続的かつ適切に日本語教育が行われるよう、現地における日本語教育に関する体制及び基盤の整備の支援、海外における日本語教育に従事する者の養成並びに使用される教材(インターネットを通じて提供することができるもの含む。)の開発及び提供並びにその支援、海外において日本語教育を行う教育機関の活動及び日本語を学習する者の支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 国は、外国人等であつて我が国への留学を希望するものが我が国の大手等で教育を受けるために必要な水準の日本語を習得することができるように、必要な施策を講ずるものとする。

(海外に在留する邦人の子等に対する日本語教育)

第十九条 国は、海外に在留する邦人の子、海外に移住した邦人の子孫等に対する日本語教育の充実を図るため、これらの者に対する日本語教育を支援する体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語能力の評価)

第二十二条 国は、日本語教育を受ける者の日本語能力に応じた効果的かつ適切な教育が行われるよう、教育課程の編成に係る指針の策定、指導方法及び教材の開発及び普及並びにその支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語能力の評価)

第二十三条 国は、日本語教育を受ける者の日本語能力を適切に評価することができるよう、日本語能力の評価方法の開発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育に関する調査研究等)

第二十四条 国は、日本語教育の推進に関する施策を適正に策定し、及び実施するため、日本語教育の実態(海外におけるものを含む。)、効果的な日本語教育の方法、試験その他の日本語能

の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等)

第二十五条 国は、日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上並びに待遇の改善が図られるよう、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、国内における日本語教師(日本語教育に関する専門的な知識及び技能を必要とする業務に従事する者をいう。以下この条において同じ。)の資格に関する仕組みの整備、日本語教師の養成に必要な高度かつ専門的な知識及び技能を有する者の養成その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、海外における日本語教育の水準の維持向上を図るため、外国人である日本語教師の海外における養成を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(教育課程の編成に係る指針の策定等)

第二十六条 国は、日本語教育を受ける者の日本語能力に応じた効果的かつ適切な教育が行われるよう、教育課程の編成に係る指針の策定、指導方法及び教材の開発及び普及並びにその支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の水準の維持向上等)

第二十七条 国は、日本語教育を行つ機關における日本語教育の水準の維持向上等(日本語教育を行つ機關における日本語教育の水準の維持向上)

力の適切な評価方法等について、調査研究、情報の収集及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育に関する情報の提供等)

第二十五条 国は、外国人等が日本語教育に関して必要な情報を得られるよう、外国人等のため日本語教育に関する情報を集約し、当該集約した情報についてインターネットを通じて閲覧することを可能とするための措置、相談体制の整備に関する助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

第五節 地方公共団体の施策

第二十六条 地方公共団体は、この章(第二節を除く。)に定める国の施策を勘案し、その地方公共団体の地域の状況に応じた日本語教育の推進のために必要な施策を実施するよう努めるものとする。

第四章 日本語教育推進会議

(日本語教育推進会議)

第二十七条 政府は、文部科学省、外務省その他関係行政機関(次項において「関係行政機関」という。)相互の調整を行うことにより、日本語教育の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るために、日本語教育推進会議を設けるものとする。

2 関係行政機関は、日本語教育に従事する者及び日本語教育を有する者、日本語教育に従事する者及び日本語教育を受け立場にある者によって構成する日本語教育推進関係者会議を設け、前項の調整を行って際しては、その意見を聞くものとする。

(地方公共団体に置く日本語教育の推進に関する審議会等)

第二十八条 地方公共団体に、第十一條に規定す

る基本的な方針その他の日本語教育の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

(日本語教育に関する情報の提供等)

第二十九条 国は、日本語教育に關して閲覧したことの可能なための措置、相談体制の整備による助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 国は、次に掲げる事項その他日本語教育を行う機関であつて日本語教育の水準の維持向上を図るために必要な適格性を有するもの(以下この条において「日本語教育機関」という。)に

関する制度の整備について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

一 日本語教育を行う機関のうち当該制度の対象となる機関の類型及びその範囲
二 外国人留学生の在留資格に基づく活動状況の把握に対する協力に係る日本語教育機関の責務の在り方

第三章 日本語教育機関における日本語教育の水準の維持向上のための評価制度等の在り方

四 日本語教育機関における日本語教育に対する支援の適否及びその在り方

(理由)

日本語教育の推進が、我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営む

ことができる環境の整備に資するとともに、我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要なことがあることに鑑み、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現に資するとともに、諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持及び発展に寄与するため、日本語教育の推進に関する法律案及び同報告書

し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他日本語教育の推進に関する施策の基本となる事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

通省令で定める基準に適合する者である」と。

第七条第一号イ中「実業学校を含む。以下」を「実業学校を含む。第二十六条の七第一項第二号において」に、「大学を含む。以下」を「大学を含む。同号口において」に、「専門学校を含む。以下」を「専門学校を含む。同号口において」に改める。

第八条第二号及び第三号中「第二十九条第一項第五号又は第六号」を「第二十九条第一項第七号又は第八号」に改める。

第九条第一項中「に」を「いずれかに」に改め、「場合」の下に「(第十七条の二第一項から第三項まで又は第十七条の三第四項の規定により他の建設業者の地位を承継したことにより第三号に該当して引き続き許可を受けた建設業を営もうとする場合を除く。)」を加える。

第十一条第四項中「第七条第一号イ又はロに該当する者として証明された者が、法人である場合はその支配人でなくなつた場合若しくは同一ロに該当しなくなつた場合又は」を削り、「同条第二号イ、ロ若しくは」を「第七条第一号イ、ロ又はハ」に、「若しくは同号ハ」を「又は同号ハ」に改める。

第十二条第一号中「とき」の下に「(第十七条の三第一項に規定する相続人が同項の認可の申請をしなかつたときに限る。)」を加え、同条第二号中「とき」の下に「(当該消滅までに、合併後存続し、又は合併により設立される法人について第十七条の二第二項の認可がされなかつたとき限る。)」を、「役員」の下に「業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。」を加え、同条第五号中「と

一 建設業に係る経営業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものとして国土交

第一項中「(第十七条の三第一項に規定する相続人が同項の認可の申請をしなかつたときに限る。)」を加え、同条第二号中「とき」の下に「(当該消滅までに、合併後存続し、又は合併により設立される法人について第十七条の二第二項の認可がされなかつたとき限る。)」を、「役員」の下に「業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。」を加え、同条第五号中「と

五 その営業所ごとに置かれる第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者の氏名

第七条第一号を次のように改める。

一 建設業に係る経営業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものとして国土交

き」の下に「(第十七条の二第一項又は第三項の認可を受けたときを除く。)」を加える。

第十七条中「同号第二号イ、ロ又は」及び「同号第二号イ、ロ若しくは」を「第七条第二号イ、ロ又は」、「若しくはハ」と「又はハ」と「同号イ、ロ又は」を「同号イ、ロ若しくは」に改める。

第二章に次の二節を加える。

第四節 承継

(譲渡及び譲受け並びに合併及び分割)

第十七条の二 建設業者が許可に係る建設業の全部(以下単に「建設業の全部」という。)の譲渡を行う場合(当該建設業者(以下この条において「譲渡人」という。)が一般建設業の許可を受けていた場合にあつては譲受人(建設業の全部を譲り受けた者をいう。以下この条において同じ。)が当該一般建設業の許可に係る建設業と同一の種類の建設業に係る建設業の許可を、譲渡人が特定建設業の許可を受けている場合にあつては譲受人が当該特定建設業の許可に係る建設業と同一の種類の建設業に係る建設業の許可を、譲渡人が合併消滅法人(合併消滅法人が二以上あるときは、そのいすれか)が特定建設業の許可を受けていた場合にあつては合併存続法人が当該特定建設業の許可に係る建設業と同一の種類の建設業に係る建設業の許可を受けたときには、そのいすれかが特定建設業の許可を受けていた場合にあつては合併消滅法人が当該都道府県知事の許可を受けていた場合において「分割被承継法人」という。(分割被承継法人が二以上あるときは、そのいすれかが一般建設業の許可を受けている場合にあつては当該一般建設業の許可を受けたときは、譲受人は、当該譲渡及び譲受けの日に、譲渡人のこの法律の規定による建設業者としての地位を承継する。

一 譲渡人が国土交通大臣の許可を受けているとき 国土交通大臣
二 譲渡人が都道府県知事の許可を受けているとき 当該都道府県知事。ただし、次のいすれかに該当するときは、国土交通大臣

とする。

イ 譲受人が国土交通大臣の許可を受けているとき。

ロ 譲受人が当該都道府県知事以外の都道府県知事の許可を受けているとき。

2 建設業者である法人が合併により消滅することとなる場合(当該建設業者である法人(以下の條において「合併消滅法人」という。)が一般建設業の許可を受けていたとき、又は合併消滅法人が二以上あるときは、そのいすれか)が一般建設業の許可を受けていた場合にあつては当該一般建設業の許可を受けていた場合にあつては合併消滅法人以外の合併消滅法人又は合併存続法人(合併後存続する法人をいう。以下この条において同じ。)が当該一般建設業の許可に係る建設業と同一の種類の建設業に係る建設業の許可を、合併消滅法人(合併消滅法人が二以上あるときは、そのいすれか)が特定建設業の許可を受けていた場合にあつては合併存続法人が当該特定建設業の許可に係る建設業と同一の種類の建設業に係る建設業の許可を受けたときには、そのいすれかが特定建設業の許可を受けていた場合にあつては合併消滅法人が当該都道府県知事の許可を受けていた場合において「分割被承継法人」という。(分割被承継法人が二以上あるときは、そのいすれかが一般建設業の許可を受けている場合にあつては当該一般建設業の許可を受けたときは、譲受人は、当該譲渡及び譲受けの日に、譲渡人のこの法律の規定による建設業者としての地位を承継する。

一 合併消滅法人が二以上ある場合において、当該合併消滅法人の全てが都道府県知事の許可を受けており、かつ、当該許可をした都道府県知事が同一でないとき 国土交通大臣
二 合併消滅法人(合併消滅法人が二以上あるときは、そのいすれか)が国土交通大臣の許可を受けているとき 国土交通大臣

二 合併消滅法人が二以上ある場合において、当該合併消滅法人の全てが都道府県知事の許可を受けており、かつ、当該許可をした都道府県知事が同一でないとき 国土交通大臣

三 合併消滅法人が二以上ある場合において、当該合併消滅法人の全てが同一の都道府県知事の許可を受けていたとき、又は合併消滅法人が一である場合において当該合併消滅法人が都道府県知事の許可を受けていたとき、当該都道府県知事。ただし、次のいすれかに該当するときは、国土交通大臣と

三 合併消滅法人が二以上ある場合において、当該合併消滅法人の全てが同一の都道府県知事の許可を受けていたとき、又は合併消滅法人が一である場合において当該合併消滅法人が都道府県知事の許可を受けていたとき、当該都道府県知事。ただし、次のいすれかに該当するときは、国土交通大臣と

四 合併存続法人が国土交通大臣の許可を受けていたとき。

イ 合併存続法人が国土交通大臣の許可を受けていたとき。

ロ 合併存続法人が当該都道府県知事以外の都道府県知事の許可を受けていたとき。

三 建設業者である法人が分割により建設業の全部を承継させる場合(当該建設業者である法人(以下の條において「分割被承継法人」という。)が一般建設業の許可を受けている場合を除く。)において、合併消滅法人等(合併消滅法人、合併により消滅することとなる法人であつてからじめ当該譲渡及び譲受けについて、国土交通省令で定めるところにより次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者の認可を受けたときは、譲受人は、当該譲渡及び譲受けの日に、譲渡人のこの法律の規定による建設業者としての地位を承継する。

一 合併消滅法人でないもの及び合併存続法人を合併により消滅することとなる法人であつてからじめ当該譲渡及び譲受けについて、国土交通省令で定めるところにより次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者の認可を受けたときは、譲受人は、当該譲渡及び譲受けの日に、譲渡人のこの法律の規定による建設業者としての地位を承継する。

建設業の許可を受けている場合を除く。)において、分割被承継法人等(分割被承継法人、分割によりその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継させる法人であつて分割被承継法人でないもの及び分割承継法人をい

う。)が、あらかじめ当該分割について、国土交通省令で定めるところにより次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者の認可を受けたときは、分割承継法人は、当該

分割の日に、分割被承継法人のこの法律の規定による建設業者としての地位を承継する。

一 分割被承継法人(分割被承継法人が二以上あるときは、そのいすれか)が国土交通大臣の許可を受けていたとき。

二 分割被承継法人が二以上ある場合において、当該分割被承継法人の全てが都道府県知事の許可を受けており、かつ、当該許可をした都道府県知事が同一でないとき 国土交通大臣

三 分割被承継法人が二以上ある場合において、当該分割被承継法人の全てが同一の都道府県知事の許可を受けていたとき、又は分割被承継法人が一である場合において当該分割被承継法人が都道府県知事の許可を受けていたとき、当該都道府県知事。ただし、次のいすれかに該当するときは、国土交通大臣とする。

イ 分割承継法人が国土交通大臣の許可を受けていたとき。

ロ 分割承継法人が当該都道府県知事以外の都道府県知事の許可を受けていたとき。

二 分割承継法人(分割承継法人が二以上あるときは、そのいすれか)が国土交通大臣の許可を受けていた場合は、当該分割承継法人が当該特定建設業の許可に係る建設業と同一の種類の建設業に係る建設業の許可を、分割被承継法人(分割被承継法人が二以上あるときは、そのいすれか)が

可を受けている譲渡人、合併消滅法人又は分割被承継法人（以下この条において「譲渡人等」という。）に係る前三項の認可について、第八条及び第十五条の規定は特定建設業の許可を受けている譲渡人等に係る前三項の認可について、それぞれ準用する。この場合において、第七条及び第八条中「許可を受けようとする者」とあり、並びに第十五条中「特定建設業の許可を受けようとする者」とあるのは、「第十七条の二第一項に規定する譲受人、同条第二項に規定する合併存続法人若しくは合併により設立される法人又は同条第三項に規定する分割承継法人」と読み替えるものとする。

5 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項から第三項までの認可をするに際しては、当該認可をしようとする承継に係る建設業の許可又は譲受人、合併存続法人若しくは分割承継法人が受けている建設業の許可について第三条の二第一項の規定により付された条件

（この項（次条第三項において準用する場合を含む。）の規定により変更され、又は新たに付された条件を含む。第二十九条第二項において同じ。）を取り消し、変更し、又は新たに条件を付すことができる。この場合においては、第三条の二第二項の規定を準用する。

6 第一項から第三項までの規定により譲渡人等の建設業者としての地位を承継した譲受人等（建設業の全部を譲り受けた者、合併存続法人若しくは合併により設立された法人又は分割により建設業の全部を承継した法人をいう。以下この条において同じ。）が次の各号に掲げる場合のいづれかに該当するときは、当該承継の日に、譲受人等は、当該各号に定め

る建設業について国土交通大臣の許可を受けたものとみなし、譲受人等に係る都道府県知事の許可是、その効力を失う。

一 國土交通大臣の許可を受けている譲受人等が都道府県知事の許可を受けている譲渡人等の地位を承継したとき、当該都道府県知事の許可に係る建設業（当該国土交通大臣の許可に係る建設業と同一の種類のもの）の除外する。

二 都道府県知事の許可を受けている譲受人等が国土交通大臣の許可を受けている譲渡人等の地位を承継したとき、当該都道府県知事の許可に係る建設業（当該国土交通大臣の許可に係る建設業と同一の種類のもの）の除外する。（相続）

三 都道府県知事の許可を受けている譲受人等が他の都道府県知事の許可を受けている譲渡人等の地位を承継したとき、当該都道府県知事の許可に係る建設業（当該国土交通大臣の許可に係る建設業と同一の種類のものを除く。）

四 建設業の許可を受けていない譲受人等が、同時に、国土交通大臣の許可を受けている譲渡人等の地位及び都道府県知事の許可を受けている譲渡人等の地位を承継したとき、当該都道府県知事の許可に係る建設業（当該国土交通大臣の許可に係る建設業と同一の種類のものを除く。）

五 建設業の許可を受けていない譲受人が、同時に、都道府県知事の許可を受けている（以上の譲渡人等の地位を承継したとき、当該許可をした都道府県知事が同一であるときを除く。）当該都道府県知事の許可に係る建設業

等が譲渡人等の建設業者としての地位を承継した場合における承継許可等（当該承継に係る建設業の許可及び当該譲受人等が受けている建設業の許可（当該承継前に自ら受けたものに限る。））をいう。以下この項において同じ。）に係る許可の有効期間については、当該承継の日における承継許可等に係る許可の有効期間の残存期間にかかわらず、当該承継の日（翌日から起算するものとする。）

（相続）

第六十七条の三 建設業者が死亡した場合において、当該建設業者（以下この条において「被相続人」という。）の相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により被相続人の営んでいた建設業の全部を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において単に「相続人」という。）が被相続人の営んでいた建設業の全部を引き続き営もうとするとき（被相続人が一般建設業の許可を受けていた場合にあつては相続人が当該一般建設業の許可に係る建設業と同一の種類の建設業に係る特定建設業の許可を、被相続人が特定建設業の許可を受けていた場合にあつては相続人が当該特定建設業の許可に係る建設業と同一の種類の建設業の許可を、被相続人が受けている場合を除く。）は、その相続人は、被相続人に係る第一項の認可について、前条第五項の規定は第一項の認可をしようとする承継に係る建設業の許可又は相続人が受けている建設業の許可について、それぞれ準用する。

2 被相続人の死亡の日からその認可を受ける日又はその認可をしない旨の通知を受ける日では、被相続人に對してした建設業の許可は、その相続人に對してしたものとみなす。3 第七条及び第八条の規定又は同条及び第十一条の規定は一般建設業の許可を受けていた被相続人又は特定建設業の許可を受けていた被相続人に係る第一項の認可について、前条第五項の規定は第一項の認可をしようとする承継に係る建設業の許可又は相続人が受けている建設業の許可について、それぞれ準用する。

4 第一項の認可を受けた相続人は、被相続人のこの法律の規定による建設業者としての地位を承継する。

5 前条第六項及び第七項の規定は、前項の規定により被相続人の建設業者としての地位を承継した相続人にについて準用する。

第六十九条第一項中第十四号を第十五号とし、第四号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容

一 被相続人が国土交通大臣の許可を受けていたとき 国土交通大臣

二 被相続人が都道府県知事の許可を受けて第一項から第三項までの規定により譲受人

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

いたとき 当該都道府県知事。ただし、次のいずれかに該当するときは、国土交通大臣とする。

イ 相続人が国土交通大臣の許可を受けているとき。

定める数を超えるときは、適用しない。

改め、同条中「前二条」を「第十九条の三又は第十九条の四」に改め、同条に次の三項を加える。

2 建設業者と請負契約（請負代金の額が政令で定める金額以上であるものに限る。）を締結した発注者が前条の規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対しても必要な勧告をすることができる。

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の勧告を受けた発注者がその勧告に従わないとときは、その旨を公表することができる。

4 國土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の勧告を行うため必要があると認めるとときは、当該発注者に対して、報告又は資料の提出を求めることができる。

第十九条の五を第十九条の六とし、第十九条の四の次に次の二条を加える。
(著しく短い工期の禁止)

第十九条の五 注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

第二十条第一項中「ごとに」を「ごとの」に改め、「内訳」の下に「並びに工事の工程」との作業及びその準備に必要な日数」を加え、同条第三項中「以前に」を「までに」に、「第十四号」を「第十六号」に改める。

第二十条の次に次の二条を加える。

（工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の提供）

第二十条の二 建設工事の注文者は、当該建設工事について、地盤の沈下その他の工期又は

請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土

交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、建設業者に対して、その旨及び当該事象の状況の把握のため必要な情報を提供しなければならない。

第二十四条の三第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の場合において、元請負人は、同項に規定する下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切な配慮をしなければならない。

第三章第二節中第二十四条の七を第二十四条の八とし、第二十四条の六を第二十四条の七とする。

「前条第二項」を「第二十四条の四第二項」に改め、同条を第二十四条の六とする。

第二十四条の四の次に次の二条を加える。

（不利益取扱いの禁止）

第二十四条の五 元請負人は、当該元請負人について第二十四条の三、第十九条の四、第二十一条の三第一項、前条又は次条第三項若しくは第四項の規定に違反する行為があるとして下請負人が国土交通大臣等（当該元請負人が許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事をいう。）公正取引委員会又は中小企業庁長官にその事実を通報したことを理由として、当該下請負人に対して、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならない。

第二十五条の四第一号を次のように改める。
一 破産手続開始の決定を受けて復権を得た當該下請負人に対して、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならない。

第二十五条の四第一号を次のように改める。

（工事等に影響を及ぼす事象に関する情報の提供）

第二十五条の四第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第三項の次に次の二条を加える。

める。

第二十五条の二十七の見出しを「（施工技術の確保に関する建設業者等の責務）」に改め、同条第二項中「前項の建設工事の扱い手の育成及び確保その他」を「前二項」に改め、「の確保」の下に「並びに知識及び技術又は技能の向上」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 建設工事に従事する者は、建設工事を適正に実施するために必要な知識及び技術又は技能の向上に努めなければならない。

第二十六条第三項に次のただし書きを加える。
ただし、監理技術者にあつては、発注者が直接当該建設工事を請け負った特定建設業者が、当該監理技術者の行うべき第二十六条の四第一項に規定する職務を補佐する者として、当該建設工事に關し第十五条第二号イ、ロ又はハに該当する者に準ずる者として政令で定める者を当該工事現場に専任で置くことは、この限りでない。

第二十六条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、「ならない監理技術者」の下に「（特例監理技術者を含む。）」を加え、「第二十六条の四から第二十六条の六まで」を「第二十六条の五から第二十六条の七まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

第二十六条の十五第一号中「第二十六条の五一」を「第二十六条の十二」に、「第二十六条の十五」を「第二十六条の十六」に、「第二十六条の十六」を「第二十六条の十七」とし、第二十六条の十八を第二十六条の十九とする。

第二十六条の十七第一項中「第二十六条の十一」を「第二十六条の十二」に、「第二十六条の十五」を「第二十六条の十六」に、「第二十六条の十六」を「第二十六条の十七」とし、第二十六条の十八を第二十六条の十九とする。

第二十六条の五から第二十六条の六まで」を「第二十六条の五から第二十六条の七まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

第二十六条の十五第一号中「第二十六条の五一」を「第二十六条の六第一号」に改め、同条第二号中「第二十六条の九から第二十六条の十一まで、第二十六条の十二」を「第二十六条の十から第二十六条の十二まで、第二十六条の十三第一項」に改め、同条第三号中「第二十六条の十二第二項各号」を「第二十六条の十三第三項各号」に改め、同条第五号中「第二十六条第四項」を「第二十六条第五項」に改め、同条を第

支障を行つたとしてもその適切な実施による職務を行つたとしてその適切な実施に

第二十六条の十四中「第二十六条の八」を「第

二十六条の九に改め、同条を第二十六条の十五とする。

第二十六条の十三中「第二十六条の六第一項」を「第二十六条の七第一項」に改め、同条を第二十六条の十四とし、第二十六条の十一を第二十六条の十三とし、第二十六条の十二を第二十六条の十二とする。

第二十六条の十第一項中「以下」を「次項において」に改め、同条を第二十六条の十一とする。

第二十六条の九中「第二十六条の六第二項第二号」を「第二十六条の七第二項第二号」に改め、同条を第二十六条の十とする。

第二十六条の八中「第二十六条の六第一項第一号」を「第二十六条の七第一項第一号」に改め、同条を第二十六条の九とする。

第二十六条の七第一項中「第二十六条第四項」を「第二十六条第五項」に改め、同条を第二十六条の八とする。

第二十六条の六第一項中「第二十六条の四」を「第二十六条の五」に、「すべて」を「全て」に改め、同項第三号イ中「第二十六条の四」を「第二十六条の五」に改め、同条第二項第二号中「第二十六条第四項」を「第二十六条第五項」に改め、同条を第二十六条の七とする。

第二十六条の五中「第二十六条第四項の登録」を「第二十六条第五項の登録」に改め、同条を第二十六条第五項に改め、同条第三号中「第二十六条第四項」を「第二十六条第五項」に改め、同条を第二十六条の六とする。

第二十六条の四中「第二十六条第四項」を「第二十六条第五項」に改め、同条を第二十六条第五項に改め、同条第三号中「第二十六条第四項」を「第二十六条第五項」に改め、同条を第二十六条の六とする。

第二十六条の四中「第二十六条第四項」を「第二十六条第五項」に改め、同条を第二十六条の六とする。

五とし、第二十六条の三を第二十六条の四とする。

第二十六条の二の次に次の一条を加える。

第二十六条の三 特定専門工事の元請負人及び下請負人(建設業者である下請負人)に限る。

以下この条において同じ。は、その合意により、当該元請負人が当該特定専門工事につき

第二十六条第一項の規定により置かなければならぬ主任技術者が、その行うべき次条第一項に規定する職務と併せて、当該下請負人がその下請負に係る建設工事につき第二十六

条第一項の規定により置かなければならないこととされる主任技術者の行うべき次条第一項に規定する職務を行うこととすることができる。この場合において、当該下請負人は、

第二十六条第一項の規定にかかるわらず、その下請負に係る建設工事につき主任技術者を置くことを要しない。

2 前項の「特定専門工事」とは、土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事のうち、その施工技術が画一的であり、かつ、その施工の技術上の管理の効率化を図る必要があるものとして政令で定めるものであつて、当該建

設工事の元請負人がこれを施工するために締結した下請契約の請負代金の額、当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額。以下この項において同じ。が政令で定める金額未満となるものをいう。ただし、元請負人が発注者から直接請け負つた建設工事であつて、当該元請負人がこれを施工するためには、下請契約の請負代金の額が第二十六条第二項に規定する金額以上となるものを除く。

3 第一項の合意は、書面により、当該特定専

門工事(前項に規定する特定専門工事をいう。第六項において同じ。)の内容、当該元請負人が置く主任技術者の氏名その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

4 第一項の元請負人は、同項の合意をしようとするときは、あらかじめ、注文者の書面による承諾を得なければならない。

5 注文者は、前項の規定による書面による承諾に代えて、政令で定めるところにより、同項の元請負人の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより、同項の承諾をする旨の通知をすることができる。この場合において、当該注文者は、当該書面による承諾をしたものとみなす。

6 第一項の元請負人が置く主任技術者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならぬ。

一 当該特定専門工事と同一の種類の建設工事に関する一年以上指導監督的な実務の経験を有すること。

二 当該特定専門工事の工事現場に専任で置かれること。

7 第一項の元請負人が置く主任技術者については、第二十六条第三項の規定は、適用しない。

8 第一項の下請負人は、その下請負に係る建設工事を他人に請け負わせてはならない。

9 第二十七条の二十二中「第二十六条第四項」は「第二十六条第五項」に改める。

10 第二十七条の二十二中「第二十六条第五項」を「第二十七条の二十二中「第二十六条第五項」に改める。

11 第二十七条の二十二中「第二十六条第五項」を「第二十七条の二十二中「第二十六条第五項」に改める。

12 第二十七条の二十二中「第二十六条第五項」は「第二十七条の二十二中「第二十六条第五項」に改める。

13 第二十七条の二十二中「第二十六条第五項」は「第二十七条の二十二中「第二十六条第五項」に改める。

14 第二十七条の二十二中「第二十六条第五項」は「第二十七条の二十二中「第二十六条第五項」に改める。

15 第二十七条の二十二中「第二十六条第五項」は「第二十七条の二十二中「第二十六条第五項」に改める。

16 第二十七条の二十二中「第二十六条第五項」は「第二十七条の二十二中「第二十六条第五項」に改める。

17 第二十七条の二十二中「第二十六条第五項」は「第二十七条の二十二中「第二十六条第五項」に改める。

18 第二十七条の二十二中「第二十六条第五項」は「第二十七条の二十二中「第二十六条第五項」に改める。

19 第二十七条の二十二中「第二十六条第五項」は「第二十七条の二十二中「第二十六条第五項」に改める。

20 第二十七条の二十二中「第二十六条第五項」は「第二十七条の二十二中「第二十六条第五項」に改める。

同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「第一項の検定」を「第一次検定又は第二次検定」に改め、「者に」の下に「それぞれ」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第一次検定は、第一項に規定する者が施工技術の基礎となる知識及び能力を有するかどうかを判定するために行う。

4 第二次検定は、第一項に規定する者が施工技術のうち第二十六条の四第一項に規定する技術上の管理及び指導監督に係る知識及び能

力を有するかどうかを判定するために行う。

5 第二次検定は、第一項に規定する者が施工技術のうち第二十六条の四第一項に規定する技術上の管理及び指導監督に係る知識及び能

力を有するかどうかを判定するために行う。

6 第二次検定は、前項の規定による立入検査について準用する。

7 第二十七条の十二第二項を次のように改める。

8 第二十七条の十二第二項を削る。

9 第二十七条の二十二中「第二十六条第四項」は「第二十七条の二十二中「第二十六条第五項」に改める。

10 第二十七条の二十二中「第二十六条第五項」は「第二十七条の二十二中「第二十六条第五項」に改める。

11 第二十七条の二十二中「第二十六条第五項」は「第二十七条の二十二中「第二十六条第五項」に改める。

12 第二十七条の二十二中「第二十六条第五項」は「第二十七条の二十二中「第二十六条第五項」に改める。

13 第二十七条の二十二中「第二十六条第五項」は「第二十七条の二十二中「第二十六条第五項」に改める。

14 第二十七条の二十二中「第二十六条第五項」は「第二十七条の二十二中「第二十六条第五項」に改める。

15 第二十七条の二十二中「第二十六条第五項」は「第二十七条の二十二中「第二十六条第五項」に改める。

16 第二十七条の二十二中「第二十六条第五項」は「第二十七条の二十二中「第二十六条第五項」に改める。

17 第二十七条の二十二中「第二十六条第五項」は「第二十七条の二十二中「第二十六条第五項」に改める。

18 第二十七条の二十二中「第二十六条第五項」は「第二十七条の二十二中「第二十六条第五項」に改める。

第二十六条の六	該当する者が行う講習は、第二十六条第五項	該当する者は、第二十七条の二十四第一項
第二十六条の六第二号	第二十六条第五項の講習	第二十七条の二十四第一項
第二十六条の六第三号	第二十六条第五項の講習	経営状況分析の業務
第二十六条の八第一項、第二十六条の十六第五号並びに第二十六条の二十二第一号及び第四号	第二十六条第五項	第二十七条の二十四第一項
第二十六条の八第二項	前三条	第二十七条の三十一及び第二十七条の三十二において準用する第二十六条の六
第二十六条の九の見出し	講習の実施に係る	第二十七条の三十一及び第二十七条の三十二において準用する第二十六条の六
第二十六条の九	第二十六条の七第一項第一号及び第二号に掲げる要件並びに国土交通省令	第二十七条の三十一及び第二十七条の三十二において準用する第二十六条の六
第二十六条の十	講習を	第二十七条の三十一及び第二十七条の三十二において準用する第二十六条の六
第二十六条の十一（見出しを含む）	講習規程	第二十七条の三十一及び第二十七条の三十二において準用する第二十六条の六
第二十六条の十一第一項	講習に	第二十七条の三十一及び第二十七条の三十二において準用する第二十六条の六
第二十六条の十一第一項、第二十六条の十一第一項、第二十六条の十二並びに第二十六条の二十二第四号及び第五号	講習の	第二十七条の三十一及び第二十七条の三十二において準用する第二十六条の六
第二十六条の十一第二項及び第二十六条の十五	講習の	第二十七条の三十一及び第二十七条の三十二において準用する第二十六条の六
第二十六条の十三第二項	講習に	第二十七条の三十一及び第二十七条の三十二において準用する第二十六条の六
第二十六条の十四	建設業者	第二十七条の三十一及び第二十七条の三十二において準用する第二十六条の六
講習が第二十六条の七第一項		第二十七条の三十一及び第二十七条の三十二において準用する第二十六条の六
第二十七条の三十一第二項	登録経営状況分析機関が第	第二十七条の三十一及び第二十七条の三十二において準用する第二十六条の六

第二十六条の十五	第二十九条第一項第三号を同項第四号とし、同項第二号の二中「該当する場合」の下に「(第十七条の二第一項から第三項まで若しくは第十七条の三第一項から第五号まで含む。)」を加え、同号を同項第七号とし、同項第四号を同項第五号とし、同号の次に次の一号を加える。	第二十九条第一項第三号を同項第四号とし、同項第二号の二中「該当する場合」の下に「(第十七条の二第一項から第三項まで若しくは第十七条の三第一項から第五号まで含む。)」を加え、同号を同項第七号とし、同項第四号を同項第五号とし、同号の次に次の一号を加える。
第二十六条の三十一第二項	第二十四条第一項中「及び第二十四条の三から第二十四条の五まで」を「第二十四条の三第一項、第二十四条の四、第二十四条の五並びに第二十四条の六第三項及び第四項」に、「第二十四条の七第一項」を「第二十四条の八第一項」と改め、同項第四号中「第二十二条第一項」に	第二十四条第一項中「及び第二十四条の三から第二十四条の五まで」を「第二十四条の三第一項、第二十四条の四、第二十四条の五並びに第二十四条の六第三項及び第四項」に、「第二十二条第一項」を「第二十二条第一項」と改め、同項第四号中「第二十二条第一項」に
第二十六条の十四	第三十一条第二項を次のように改める。	第三十一条第二項を次のように改める。
第二十六条の十三第二項	第二十九条の四第二項中「第二十九条第一項第五号又は第六号」を「第二十九条第一項第七号又は第八号」に改める。	第二十九条の四第二項中「第二十九条第一項第五号又は第六号」を「第二十九条第一項第七号又は第八号」に改める。
第二十七条の三十一第二項	第二十九条の四第二項中「第二十九条第一項第五号又は第六号」を「第二十九条第一項第七号又は第八号」に改める。	第二十九条の四第二項中「第二十九条第一項第五号又は第六号」を「第二十九条第一項第七号又は第八号」に改める。

第二十六条の九	第二十七条の三十二において準用する第二十六条の九又は第二十七条の三十三
第二十六条の十八	その登録
第二十七条の三十五	経営状況分析の業務の全部
第二十六条の十六	当該登録講習実施機関の行う講習の登録
第二十六条の十五	同条の規定による講習

第二十七条の三十五第一項中「第二十六条の十二」を「第二十六条の十二」に「第二十六条の十五」を「第二十六条の十六」に改める。
第二十七条の三十九の見出しを削り、同条の前を見出しとして「(建設業者団体等の責務)」を付する。
第四章の三中第二十七条の三十九の次に次の一条を加える。
第二十七条の四十 建設業者団体は、災害が発生した場合において、当該災害を受けた地域における公共施設その他の施設の復旧工事の円滑かつ迅速な実施が図られるよう、当該復旧工事を施工する建設業者と地方公共団体その他の関係機関との連絡調整、当該復旧工事に使用する資材及び建設機械の調達に関する調整その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
第二十八条第一項中「及び第二十四条の三から第二十四条の五まで」を「第二十四条の三第一項、第二十四条の四、第二十四条の五並びに第二十四条の六第三項及び第四項」に、「第二十二条第一項」を「第二十二条第一項」と改め、同項第四号中「第二十二条第一項」に

第二十九条の四第二項中「第二十九条第一項第五号又は第六号」を「第二十九条第一項第七号又は第八号」に改める。

第二十九条の四第二項中「第二十九条第一項第五号又は第六号」を「第二十九条第一項第七号又は第八号」に改める。

2 第二十六条の二十一第二項及び第三項の規

(建設業法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前にされた建設業法第三条第一項の許可又は同条第三項の許可の更新の申請であつて、この法律の施行の際許可又は許可の更新をするかどうかの処分がされていないものについてのこれら処分については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に建設業法第三条第一項の許可を受けている者又は前項の規定によりなお従前の例によることとされる同条第一項の許可若しくは同条第三項の許可の更新を受けた者については、当該許可の有効期間の満了の日までは、引き続き第一条の規定による改正前の建設業法(次条において「旧建設業法」という。)第七条第一号に掲げる基準に適合する限り、第一条の規定による改正後の建設業法(以下「新建設業法」という。)第七条第一号に掲げる基準に適合するものとみなす。

3 施行日前に建設工事の請負契約が締結された場合におけるその契約の内容については、新建設業法第十九条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 新建設業法第十九条の五の規定は、施行日前に締結された建設工事の請負契約については、適用しない。

5 新建設業法第四十一条の二の規定は、施行日前に同条第一項の建設業者又は建設業を営む者に同項に規定する建設資材を引き渡した同項に規定する建設資材製造業者等については、適用しない。

者とみなす。

2 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の際現に旧建設業法第二十七条の二第一項の規定による指定を受けている者は、施行日において新建設業法第二十七条の二第一項の規定による指定を受けたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第四条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新建設業法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、

その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(登録免許税法の一部改正)

第七条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一(百四十四号)中「第二十六条第四項」を「第二十六条第五項」に改める。

(浄化槽法の一部改正)

第八条 浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第四十二条第一項第一号中「技術検定」の下に「(第二次検定に限る。)」を加える。

理由

第三条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日前に旧建設業法第二十七条第一項に規定する技術検定に合格した者は、新建設業法第二十七条第二項に規定する第一次検定に合格した

工期とする請負契約の締結の禁止、建設資材製造業者等に対する勧告及び命令等の制度の導入、公共工事の入札及び契約の適正化に係る指針の記載事項への工期の確保に関する事項の追加等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(四) 工事現場に監理技術者を専任で置くべき建設工事について、当該監理技術者の職務を補佐する者としてこれに準ずる者を専任で置く場合には、当該監理技術者の専任を要しないこと。

(四) 工事現場に監理技術者を専任で置くべき建設工事について、当該監理技術者の職務を補佐する者としてこれに準ずる者を専任で置く場合には、当該監理技術者の専任を要しないこと。

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、建設業を取り巻く社会経済情勢の変化等に鑑み、建設業者の経営の向上及び建設工事の適正な施工の確保を図るために措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 建設業法の一部改正

(一) 建設業の許可基準のうち、五年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者を置くこととする基準を、建設業に係る経営業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものとして国土交通省令で定める基準に適合することに改めること。

(二) 建設業の譲渡及び合併等の際にあらかじめ国土交通大臣等の認可を受けたときは、建設業者が死亡した場合において国土交通大臣等の認可を受けたときは、譲受人等又は相続人は建設業の許可を受けた地位を承継すること。

(三) 中央建設業審議会は、建設工事の工期に関する基準を作成し、その実施を勧告することができる。また、注文者は、その

注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期

3 2 公共工事の施工に必要な工期の確保及び地
域における公共工事の施工の時期の平準化を
図るための方策に関する事項を、公共工事の
入札及び契約の適正化に係る指針の記載事項
として追加すること。

3 この法律は、一部の規定を除き、公布の日

から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

建設業を取り巻く社会経済情勢の変化等に鑑み、建設業者の経営の向上及び建設工事の適正な施工の確保を図るため、建設業の許可基準のうち経営能力に関する基準の緩和、著しく短い期間を工期とする請負契約の締結の禁止、建設資材製造業者等に対する勧告及び命令等の制度の導入、公共工事の入札及び契約の適正化に係る指針の記載事項への工期の確保に関する事項の追加等の措置を講じようとする本案は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

令和元年五月二十四日

國土交通委員長 谷 公一

〔別紙〕

衆議院議長 大島 理森殿

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たつては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

一 令和六年度から適用される建設業における時間外労働の上限規制を視野に、長時間労働の是正や週休二日の確保が、図られるような工期に関する基準を策定するとともに、この基準を踏まえ、国及び地方公共団体において、適正な工期の実現が図られるよう努めること。

から起算して一年六月を超えない範囲内にお

二 地方公共団体に対して、債務負担行為や繰越明許費の活用により、施工時期の平準化に取り組むべきことを要請するとともに、地方公共団体におけるこれらの円滑な実施のために必要な取組を進めること。

三 元請負人と下請負人の間における請負代金の支払の適正化など建設工事の請負契約の適正化を図るとともに、重層下請構造の改善に向けた取組を進めること。

四 公共工事設計労務単価の引上げを一次下請以下の全ての建設労働者の賃金上昇につなげいくとともに、下請代金のうち労務費相当分が着実に現金で支払われるようにして、建設労働者への賃金の着実な支払を確保すること。

五 建設業の許可業者における社会保険加入を達成するとともに、下請負人への法定福利費の着実な支払及び一人親方をはじめとした小規模な個人事業主やその労働者における社会保険への加入を促進すること。また、建設技能者が加入する国民健康保険組合に対する十分な財政支援に努めること。

六 技術者について、技術検定制度の再編を始めとして若年者の積極的な登用を促進することにより、担い手を確保するとともに、適正な施工の確保を図ること。

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一
部を改正する法律案

右の議案を提出する。

令和元年五月二十四日

提出者

國土交通委員長 谷 公一

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たつては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

一 令和六年度から適用される建設業における時間外労働の上限規制を視野に、長時間労働の是正や週休二日の確保が、図られるような工期に関する基準を策定するとともに、この基準を踏まえ、国及び地方公共団体において、適正な工期の実現が図られるよう努めること。

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律

一部を改正する法律

公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成十七年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の二項を加える。

第三条第一項中「並びに公共工事を」「並びに公

二項において単に「保険料」という。等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期又は調査等の履行期(以下「工期等」という。)を定める公正な契約を締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払う等信義に従つて誠実にこれを履行することとともに、公共工事等に従事する者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備について配慮がなされることにより、確保されなければならない。

三 第三条第十一項中「調査(点検及び診断を含む。以下同じ。)及び設計の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、前各項の趣旨を踏まえ、公共工事に準じ、その」を「調査等の」に、「活用されること等によ

項中「の育成及び確保について配慮がなされる」を「が育成され、及び確保されるとともに、災害応急対策又は災害復旧に関する工事等が迅速かつ円滑に実施される体制が整備されるに改め、同第十項を削り、同条第九項中「並びに」の下に「公共工事等の」を加え、「公共工事に」「公共工事等に」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「当たつては、」の下に「公共工事等の」を加え、

11 公共工事の品質確保に当たっては、調査等、施工及び維持管理の各段階における情報通信技術の活用等を通して、その生産性の向上が図られるよう配慮されなければならない。

第七条の見出し中「発注者」を「発注者等」に改め、同条第一項中「配慮しつつ」の下に「公共工事等」を加え、「工事」を「工事等」に、「工事中及び完成時の施工状況」を「工事等の実施中及び完了時の施工状況」に改め、同項第一号中「公共工事を施工する」を「公共工事等を実施する」に、「施工」を「健康保険法等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料、工期等、公共工事等の実施」に改め、同項第二号中「付するとき」の下に「災害により通常の積算の方法によつては適正な予定価格の算定が困難と認めるとき」を加え、「当該入札」を「入札」に、「工事を」「工事等」に改め、同項第六号を同項第九号とし、同項第五号中「施工条件」を「施工条件又は調査等の実施の条件」に、「施工条件」を「施工条件に」に、「工期」を「工期等」に改め、同号に後段として次のように加える。

この場合において、工期等が翌年度にわたることとなつたときは、縫越明許費の活用そ

の他の必要な措置を適切に講ずること。

第七条第一項第五号を同項第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 公共工事等の監督及び検査並びに施工状況等の確認及び評価に当たつては、情報通信技術の活用を図るとともに、必要に応じて、発

注者及び受注者以外の者であつて専門的な知識又は技術を有するものによる、工事等が適正に実施されているかどうかの確認の結果の活用を図るよう努めること。

第七条第一項第四号の次に次の二号を加える。

五 地域における公共工事等の実施の時期の平準化を図るため、計画的に発注を行うとともに、工期等が一年に満たない公共工事等についての縫越明許費(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第十四条の三第二項に規定する

縫越明許費又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百三十二条第二項に規定する縫越明許費をいう。第七号において同じ。)又は財政法第十五条に規定する国庫債務負担行為若しくは地方自治法第二百四十四条に規定する債務負担行為の活用による翌年度にわたり工事等の設定、他の発注者との連携による中長期的な公共工事等の発注の見通しの作成及び公表その他の必要な措置を講ずること。

六 公共工事等に従事する者の労働時間その他労働条件が適正に確保されるよう、公共工事等に従事する者の休日、工事等の実施に必要な準備期間、天候その他のやむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮し、適正な工期等を設定すること。

上」の下に「情報通信技術を活用した公共工事等の実施の効率化等による生産性の向上」を、「賃金」の下に「労働時間」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 公共工事等を実施する者は、下請契約を締結するときは、下請負人に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約を締結しなければならない。

第九条第三項中「公共工事の入札及び契約の適らかじめ、建設業法(昭和二十四年法律第二百号)第二十七条の三十七に規定する建設業者団体その他の者との災害応急対策又は災害復旧に関する工事等の実施に関する協定の締結その他必要な措置を講ずるよう努めるとともに、他の発注者と連携を図るよう努めなければならない。

第十条中「(昭和二十二年法律第三十四号)」を削除する。

第十二条中「公共工事」を「公共工事等」に、「工事の経験、施工状況」を「工事等の経験、施工状況等」に改め、「技術者の経験」の下に「又は有する資格」を加える。

第十三条中「公共工事」を「公共工事等」に、「おける工事」を「おける工事等」に改める。

第十四条中「公共工事」を「公共工事等」に改める。

第十五条の見出し中「競争参加者」を「競争参加者等」に改め、同条第一項ただし書中「公共工事を適正に実施し、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければ」を「公共工事等を適正に実施しなければ」に改め、同条第二項中「公共工事の受注者」を「受注者」に、「施工する」を「実施する」に、「公共工事の適正な」を「公共工事等の適正な」に改め、「向

第七条第一項第四号を削り、同項第三号中「公共工事の適正な施工」を「公共工事等の適正な実施」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 災害時においては、手続の透明性及び公正性の確保に留意しつつ、災害応急対策又は緊急性が高い災害復旧に関する工事等にあつては、

6 発注者は、その発注に係る公共工事に関する

調査等の契約につき競争に付さないときは、受注者となろうとする者に対し、技術提案を求めるよう努めなければならない。ただし、発注者が、当該公共工事に関する調査等の内容に照らし、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

7 第二項から第五項まで（同項ただし書を除く。）の規定は、前項に規定する場合において、技術提案がされたときについて準用する。この場合において、第一項中「前項」とあるのは、第六項」と、第三項及び第四項中「競争に付された公共工事等」とあるのは、「競争に付されなかつた公共工事等」とある、「競争に付された公共工事等」とあるのは、「受注者」と読み替えるものとする。

第十六条中「施工技術」の下に「又は調査等の技術」を加え、「公共工事」を「公共工事等」に改める。

第十八条第一項中「公共工事」を「公共工事等」に、「当該工事」を「当該工事等」に改める。

第二十条各号列記以外の部分中「公共工事」を「公共工事等」に改め、同条第一号中「工期」を「工期等」に、「公共工事」を「公共工事等」に改め、同条第二号中「建設業者」を「建設業者等」に改める。

第二十一条の見出し中「活用」を「活用等」に改め、同条第一項中「公共工事を「公共工事等」に改め、同条第四項中「協力」の下に「発注関係事務」とし、同条第三号中「建設業者」を「建設業者等」に改める。

第二十二条中「公共工事」を「公共工事等」に改め、同条第一項中「公共工事を「公共工事等」に改め、同条第四項中「協力」の下に「発注関係事務」とし、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

附
則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
2 (検討) 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の公共工事の品質確保の促進に関する法律の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理由

第十六條中「施工技術」の下に「又は調査等の技術」を加え、「公共工事」を「公共工事等」に改めるとする。

第二十一一条の見出し中「活用」を活用等に改め、同条第一項中「公共工事」を「公共工事等」に改め、同条第四項中「協力」の下に「発注関係事務に關し助言その他の援助を適切に行う能力を有する者の活用の促進」を加える。

第二十二条中「公共工事」を「公共工事等」に改める。

道路交通法の一部を改正する法律案

よつて国会法第八十三条规定により送付する。

參議院議長 伊達 忠三

道路交通法の一部を改正する法律
第一条 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項第二号、第三号及び第三号の三中「さく」を「柵」に改め、同項第九号中「自転車」を「軽車両」に、「車いす」を「車椅子」に改め、「並びに歩行補助車」の下に「小児用の車」を加え、同項第十号中「自転車」を「軽車両」に、「車いす」を「車椅子」に改め、同項第十一号を次のように改める。
十一 軽車両 次に掲げるものであつて、身体障害者用の車椅子及び歩行補助車等以外のものをいう。
イ 自転車、荷車その他人若しくは動物の力により、又は他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車そり及び牛馬を含む。)
ロ 原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、車体の大きさ及び構造を勘案してイに準ずるものとして内閣府令で定めるもの
第二条第一項第十一号の二中「車いす」を「車椅子及び」に改め、「及び小児用の車」を削り、同項第十一号の三中「車いす」を「車椅子」に改め、同條第三項第一号中「車いす」を「車椅子又は」に改め、「又は小児用の車」を削る。
第五十七条第三項中「第一項又は前項」を「前二項」に改め、同条の付記中「第一百二十条第一項の二」に、「行うものを除く。第一百二十条第三項」に改め、同条の二」を「第一百二十条第一項第十一号」に改める。
第七十一条第五号の五中「限る。第一百二十条第一項第十一号」を「限る。第一百一十八条第一項第三号の二」に、「行うものを除く。第一百二十条第三項」に改め、「行うものを除く。同号」に、

「あるものを除く。第一百二十条第一項第十一号」を「あるものを除く。第一百十八条第一項第三号」に改め、同条の付記中「同項第九号の三、四」に改め、「第一号の一、第二号の二」に改める。

「あるものを除く。第百二十条第一項第十一号を「あるものを除く。第百十八条第一項第三号の二に改め、同条の付記中「同項第九号の三、第一号の二、第百十八条第一項第三号の二」に改める。

第九十二条の二第一項の表の備考一の1及び2中「第百五条」を「第百五条第一項」に改め、同表の備考二及び三中「同表」を「この表」に改め、同表の備考四中「第百五条」を「第百五条第一項」に改める。

第九十四条第二項中「破損し、又は」を「破損したとき」に、「き損した」を「毀損したとき」又は前項の規定による届出をしたとき、その他内閣府令で定めるに改める。

第九十七条の二第一項第三号及び第四号中「第百五条」を「第百五条第一項」に改める。

第百三條の二第一項第二号中「若しくは第七号」の下に「、第百十七条の四第一号の二」を加え、同条第六項中「第四項又は前項」を「前二項」に改める。

第一百四条の四第五項中「当該取消しを行つた」を「その者の住所地を管轄する」に改め、「次項」の下に「及び第百六条」を加える。

第一百五条に次の二項を加える。

2 前条第五項から第七項までの規定は、免許証の更新を受けなかつた者について準用する。この場合において、同条第五項中「第三項の規定により免許を受けた者」とあるのは「当該免許証の有効期間が満了する日において第九条第五項の規定による免許の取消しの基準に該当する者その他の政令で定める者」と、「当該取消しを受けた日」とあるのは「当該免許証に係る免許が失効した日」と、

る。

第三章第十二節中第六十三条の二の次に次の
一条を加える。

(作動状態記録装置による記録等)

第六十三条の二の二 自動車の使用者その他自

動車の装置の整備について責任を有する者又

は運転者は、自動運行装置を備えている自動

車で、作動状態記録装置により道路運送車両

法第四十一条第二項に規定する作動状態の確

認に必要な情報を正確に記録することができ

ないものを運転させ、又は運転してはならな

い。

2 自動運行装置を備えている自動車の使用者

は、作動状態記録装置により記録された記録

を、内閣府令で定めるところにより保存しな

ければならない。

(罰則 第百十九条第一項第七号の二、第

百二十三条)

第七十一条の四の次に次の二条を加える。

(自動運行装置を備えている自動車の運転者

の遵守事項等)

第七十一条の四の二 自動運行装置を備えてい

る自動車の運転者は、当該自動運行装置に依

る使用条件(道路交通法第四十一条第二

項に規定する条件をいう。次項第二号におい

て同じ)を満たさない場合においては、当該

自動運行装置を使用して当該自動車を運転し

てはならない。

2 自動運行装置を備えている自動車の運転者

が当該自動運行装置を使用して当該自動車を

運転する場合において、次の各号のいずれに

も該当するときは、当該運転者については、

「次項」とあるのは「以下この条」と、同条第七項中「前各項」とあるのは「前二項」と、「第二項の規定による免許の取消し」とあるのは「運転歴証明書」と読み替えるものとする。

第一百六条中「通知をし」の下に「第一百四条の四第六項(前条第二項において準用する場合を含む。)の規定により運転歴証明書を交付し」を加える。

第一百十二条第一項中「第一百四条の四第六項」の下に「(第一百五条第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

第一百七条の四第一号の次に次の二号を加える。

第一百九条第一項第二号の二中「第三項若しくは第四項」を「から第四項まで」に改め、同項第九号の三を削る。

第一百二十条第一項中第十一号を削り、第十号の二を第十一号とし、同条第二項中「第四号、第五号」を「から第五号まで」に改める。

第一百二十二条中「第一百八条第一項第二号」の下に「第三号若しくは第四号」を加え、「第十一号の二」を「第十一号」に改める。

第一百一一条(運転者の遵守事項)第五号の五の規定に違反し、よつて道路における交通の危険を生じさせた者

第一百八条第一項第三号の次に次の二号を加える。

第一百九条第一項第一号の二から第二号の二まで、第三号の二、第五号、第九号から第九号の三まで、第十二号の三若しくは第十五号又は第二項の罪に当たる行為

別表第二中

第一百十九条第一項第一号の二の罪に当たる行為	大型自動車等	五万円
	普通自動車等	四万円
	小型特殊自動車等	一万五千円
		一万円

第一百八条第一項第三号の二の罪に当たる行為

号の二まで、第三号の二、第五号、第九号から第九号の三まで、第十二号の三若しくは第十五号又は第二項の罪に当たる行為	大型自動車等	五万円
	普通自動車等	四万円
	小型特殊自動車等	一万五千円
		一万円

に、「から

第十一号まで」を「第十一号」に改める。

官 報 (号外)

<p>第一　当該自動車が整備不良車両に該当しないこと。</p> <p>二　当該自動運行装置に係る使用条件を満たしていること。</p> <p>三　当該運転者が、前二号のいずれかに該当しなくなつた場合において、直ちに、そのことを認知するとともに、当該自動運行装置以外の当該自動車の装置を確実に操作することができる状態にあること。</p> <p>(罰則) 第一項については第一百十九条第一項第六号中「第一項」を「第一項前段」に改め、同項第七号の次に次の一号を加える。</p> <p>七の二 第六十三条の二の二(作動状態記録装置による記録等)の規定に違反した者</p> <p>第一百十九条第一項第九号の二の次に次の一号を加える。</p> <p>九の三 第七十一条の四の二(自動運行装置を備えている自動車の運転者の遵守事項等第一項の規定に違反した者)</p> <p>第一百十九条第二項中「第九号」の下に、「第九号の三」を加える。</p> <p>第一百二十三条中「第五号」の下に「第七号の二」を加える。</p> <p>別表第二中「第九号、第九号の二」を「第七号の二、第九号から第九号の三まで」に改める。</p> <p>附　則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、道路運送車両法の一部を改正する法律(平成三十一年法律第二号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一　附則第五条の規定</p>
--

<p>二　第一条並びに次条から附則第四条まで及び附則第六条から第八条までの規定</p> <p>公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日</p> <p>(免許の効力の仮停止等に関する経過措置)</p> <p>第二条 前条第一号に掲げる規定の施行前にした行為に係る免許を受けた者(国際運転免許証又は外国運転免許証を所持する者を含む)に対する警察署長による免許の効力の停止(自動車等の運転の禁止を含む)については、第一条の規定による改正後の道路交通法(以下この条及び次条において「新法」という)第一百三条の二第一項(新法第百七条の五第十項において準用する場合を含む)の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>(運転歴証明書の交付の申請に関する経過措置)</p> <p>第三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に第一条の規定による改正前の道路交通法第一百四条の四第二項の規定により免許を取り消した公安部員会に対してされている同条第五項の規定による運転歴証明書の交付の申請については、新法第一百四条の四第五項から第七項までの規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>(反則行為に関する経過措置)</p> <p>第四条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前にした行為に対する反則行為の取扱いに関する規定は、なお従前の例による。</p> <p>(政令への委任)</p> <p>第五条 前三条及び附則第七条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置</p>

<p>第六条 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和四十二年法律第百三十一号)の一部を次のようにより改正する。</p> <p>(土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の一部改正)</p> <p>第七条 第一項第一号中「若しくは第七号」の下に「、第百十七条の四第一号の二」を加え、同条第二項中「すみやかに」を「速やかに」に、「附て」を「付して」に改める。</p> <p>(土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第七条 前条の規定の施行前にした行為に係る土砂等運搬大型自動車の使用の制限及び禁止については、同条の規定による改正後の土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第七条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正)</p> <p>第八条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。</p> <p>別表道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)の項中「第一百四条の四第六項」の下に「(第百五一条第二項において準用する場合を含む)」を加える。</p>

<p>一　自動運行装置の定義等に関する規定を整備すること。</p> <p>(一) 警察官は、整備不良車両に該当すると認められる車両の運転者に対し、作動状態記録装置による記録の提示を求めることができることとともに、当該自動車の使用者等は、自動運行装置を備えている自動車で、作動状態記録装置により記録することができないものを運転させ、又は運転してはならないこととすること。</p> <p>(二) 自動運行装置を備えている自動車の運転者は、当該自動運行装置に係る使用条件を満たさない場合においては、当該自動運行装置を使用して運転してはならないこととするとともに、一定の要件の下においては、自動運行装置を使用して自動車を運転する運転者について携帯電話使用等を禁止する規定を適用しないこととする。</p> <p>(三) 携帯電話等を通話のために使用し、又は画像表示用装置を手で保持してこれに表示する罰則を引き上げること。</p> <p>(二) 携帯電話使用等に対する反則金の限度額を引き上げること。</p> <p>(三) 携帯電話使用等の違反行為をし、よつてされた画像を注視する行為をした者等に対する罰則を引き上げること。</p> <p>二　議案の目的及び要旨</p> <p>本案は、最近における道路交通をめぐる情勢に鑑み、自動車の自動運転の技術の実用化に対応した運転者等の義務に関する規定の整備</p>

つけた場合について、運転免許の効力の仮停止の対象とすること。

3 その他の規定の整備

(一) 自動車、原動機付自転車及び軽車両の定義に関する規定を整備すること。

(二) 運転免許を受けた者が運転免許証の再交付を申請することができる場合に、運転免許証の記載事項の変更届出をしたとき等を加えること。

(三) 申請により運転免許を取り消された者が運転経歴証明書の交付を申請することができる公安委員会を、当該取消しを行った都道府県公安委員会からその者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に改めること。

4 この法律の施行日は、¹については道路運送車両法の一部を改正する法律の施行の日、その他の部分については公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日とすること。

二 議案の可決理由
本案は、最近における道路交通をめぐる情勢に鑑み、自動車の自動運転の技術の実用化に対応した運転者等の義務に関する規定の整備を行うとともに、自動車又は原動機付自転車を運転中の携帯電話使用等に対する罰則の強化等を行うものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

令和元年五月二十四日

衆議院議長 大島 理森殿 内閣委員長 牧原 秀樹

[別紙]

道路交通法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

一 自動運行装置を使用して自動車を運転する場合には、運転者に課せられる義務が一部異なること等に鑑み、自動運転中であること等が外形的に判別可能となるよう、自動運転車の外観表示の要否や在り方等について速やかに検討すること。

二 自動運行装置を使用して自動車を運転する者が許容される運転操作以外の行為の判断の基準について、可能な限り明確化した上で周知徹底を図ること。

三 自動運行装置から運転者本人による運転に移行する必要が生じた場合に、円滑に運転操作を引き継ぐため、自動運転車を運転する者に対し、自動運転車特有の操作や挙動における留意点等について事前に十分な説明がなされるよう万全の措置を講ずること。

四 自動運転車に関する交通ルールについては、自動運転車の普及状況や交通事故・違反等の発生状況、技術開発の動向等を踏まえ、自動運転レベル4への対応を含め必要に応じて見直しを行うこと。

民法等の一部を改正する法律
(民法の一部改正)
第一条 民法(明治二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。
第八百十七条の五中「に六歳」を「に十五歳」に改め、ただし書を削り、同条に後段として次の條第八項とし、同項の次に次の五項を加える。

2 前項前段の規定は、養子となる者が十五歳に達する前から引き続き養親となる者に監護されている場合において、十五歳に達するまでに第八百十七条の五に規定する請求がされなかつたことについてやむを得ない事由があるときは、適用しない。
3 養子となる者が十五歳に達している場合においては、特別養子縁組の成立には、その者の同意がなければならない。
(家事事件手続法の一部改正)

第二条 家事事件手続法(平成二十三年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第三条の五中「第一百六十四条规定第一項及び第二項において同じ」と「第一百六十四条において同じ。」(特別養子適格の確認の審判事件(同条第二項に規定する特別養子適格の確認についての審判事件をいう。第一百六十四条の二第二項及び第四項において同じ。)を含む)に改める。

11 家庭裁判所は、第二項の規定にかかるわらず、特別養子縁組の成立の審判を、特別養子適格の確認の審判と同時にすることができる。この場合においては、特別養子縁組の成り立の審判は、特別養子適格の確認の審判が確定するまでは、確定しないものとする。

12 家庭裁判所は、前項前段の場合において、特別養子適格の確認の審判を取り消す裁判が確定したときは、職権で、特別養子縁組の成立の審判を取り消さなければならない。

13 特別養子縁組の成立の審判は、養子となるべき者が十八歳に達した日以後は、確定しないものとする。この場合においては、家庭裁判所は、職権で、その審判を取り消さなければならない。

第六十四条第八項第一号中「の父母、養子となるべき者に対し親権を行ふ者で養子となるべき者の父母でないもの、養子となるべき者の未成年後見人、養子となるべき者の父母に対し親権を行ふ者及び養子となるべき者の父母の後見人」を「及び第六項第一号に掲げる者」に改め、同項第一号中「の父母」を「(十五歳以上

のものに限る。」に改め、同項第一号中「前号に掲げる」を「養子となるべき者の父母及び養子と

なるべき者の親権者に対し親権を行ふに改め、同項第三号を削り、同項を同条第六項とし、同項の次に次の二項を加える。

7 特別養子適格の確認の審判(児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判を含む。以下この項において同じ。)は、特別養子縁組の成立の審判事件の係属する裁判所を拘束する。この場合において、特別養子適格の確認の審判は、特別養子縁組の成立の審判事件との関係においては、特別養子縁組の成立の審判をする時においてしたものとみなす。

第一百六十四条第二項中「及び養子となるべき者の父母」を並びに「養子となるべき者及び申立人の配偶者である民法第八百十七条の三第二項ただし書に規定する他の一方」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 養子となるべき者は、特別養子適格の確認(養子となるべき者について民法第八百十七条の六に定める要件があること及び同法第八百十七条の七に規定する父母による養子となる者の監護が著しく困難又は不適当であることその他特別の事情がある場合に該当することについての確認をいう。以下この条及び次条において同じ。)の審判(申立人の同条第一項の規定による申立てによりされたものに限る。)を受けた者又は児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判特別養子縁組の成立の申立ての日の六箇月前日の日以後に確定したものに限る。)を受けた者でなければならない。

3 養子となるべき者の親権者(申立人の配偶者である民法第八百十七条の三第二項ただし

書に規定する他の一方を除く。以下この項において同じ。)及びその親権者に対し親権を行ふ者は、特別養子縁組の成立の審判事件において養子となるべき者を代理して手続行為をすることができない。

4 養子となるべき者の父母(申立人の配偶者)は、特別養子縁組の成立の審判事件における民法第八百十七条の三第二項ただし書に規定する他の一方を除く。第十項において同じ。)は、第四十二条第一項及び第三項の規定にかかわらず、特別養子縁組の成立の審判事件の手続きに参加することができない。

5 民法第八百十七条の六本文の同意は、次の各号のいずれにも該当する場合には、撤回することができない。ただし、その同意をした日から二週間を経過する日までは、この限りでない。

6 家庭裁判所は、特別養子適格の確認の審判事件における養親となるべき者並びに母について準用する。

7 民法第八百十七条の六本文の同意は、次の各号のいずれにも該当する場合には、撤回することができない。ただし、その同意をした日から二週間を経過する日までは、この限りでない。

8 家庭裁判所は、特別養子適格の確認の申立てを却下する審判をする場合には、第六項第二号及び第三号に掲げる者の陳述を聴かなければならぬ。

9 特別養子適格の確認の審判は、第七十四条第一項に規定する者のほか、第六項第三号及び第四号に掲げる者に告知しなければならない。

10 特別養子適格の確認の審判は、養子となるべき者の年齢及び発達の程度その他一切の事情を考慮してその者の利益を害すると認める場合には、その者に告知することを要しない。

11 家庭裁判所は、特別養子適格の確認の審判をする場合には、次に掲げる者の陳述を聴かなければならぬ。この場合において、第二号に掲げる者の同意がないにもかかわらずその審判をするときは、その者の陳述の聴取は、審問の期日においてしなければならない。

12 次の各号に掲げる審判に対しても、当該各号に定める者は、即時抗告をすることができる。

13 養子となるべき者(十五歳以上のものに限る。)

14 養子となるべき者の父母

15 養子となるべき者(十五歳未満のものに限る。)

16 養子となるべき者の配偶者

17 養子となるべき者の後見人

18 養子となるべき者の父母(前号に掲げる者を除く。)及び養子となるべき者の未成年後見人

19 特別養子適格の確認の審判事件は、養親となるべき者の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

20 特別養子適格の確認の審判事件は、養親となるべき者の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

21 特別養子適格の確認の申立ては、特別養子縁組の成立の申立てと同時にしなければならない。

22 第百十八条の規定は、特別養子適格の確認

なるべき者以外の者が審判の告知を受けた日(二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日)から進行する。

14 特別養子縁組の成立の申立てを却下する審判が確定したとき、又は特別養子縁組の成立の申立てが取り下げられたときは、当該申立てをした者の申立てによる特別養子適格の確認の審判は、その効力を失う。

第二百三十四条中「及び児童相談所長」を「児童相談所長に、「は」を「及び児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判事件(同表の百二十八条の三の項の事項についての審判事件をいう。以下この節において同じ。)は、「に改める。

第二百三十五条中「未成年後見人及び児童」の下に「並びに児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判事件における児童及びその父母」を加える。

第二百三十六条に次の二項を加える。

3 第一百六十四条の二第六項及び第八項の規定は、児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判事件について準用する。

百二十八条の三 児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認

(児童福祉法の一部改正)

第三条 児童福祉法(昭和二十一年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第一号ト中「特別養子縁組」の下に「(第三十三条の六の二において「特別養子縁組」という。)」を加える。

第三十三条の六の二 児童相談所長は、児童について、家庭裁判所に対し、養親としての適当な者に対する

第二百三十七条に次の二項を加える。

2 第一百六十四条の二第九項から第十一項までの規定は、児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判事件について準用する。

2 第一百六十四条の二第十二項及び第十三項の規定は、児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判事件について準用する。

2 第二百三十九条に次の二項を加える。

2 第一百六十四条の二第十二項及び第十三項の規定は、児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判事件について準用する。

2 第二百三十九条に次の二項を加える。

2 第二百三十九条を次のように改める。

(児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判の特則)

第二百三十九条 家庭裁判所は、児童の出生の日から二箇月を経過する日まで及び児童が十八歳に達した日以後は、児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判をすることができない。

2 第一百六十四条の二第五項の規定は、児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判事件について準用する。

2 第一百六十四条の二第五項の規定は、児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判事件について準用する。

3 第一百六十四条の二第六項及び第八項の規定は、児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判事件について準用する。

児童福祉法第三十三条の六の二第一項

格性を有する者との間における特別養子縁組について、家事事件手続法(平成二十三年法律第五十二号)第一百六十四条第二項に規定する特別養子適格の確認を請求することができない。

児童相談所長は、前項の規定による請求に係る児童について、特別養子縁組によつて養親となることを希望する者が現に存しないときは、養子縁組の成立の審判に係る規定の整備、児童相談所長が特別養子適格の確認の審判の手続に参加することができる制度の新設等の措置がある。これが、この法律案を提出する理由である。

し、当該児童に係る民法第八百十七条の二第一項に規定する請求を行うことを勧奨するよう努めるものとする。

第三十三条の六の三 児童相談所長は、児童に係る特別養子適格の確認の審判事件(家事事件手続法第三条の五に規定する特別養子適格の確認の審判事件(家事事件手続法第三条の五に規定する特別養子適格の確認の審判事件をいう。)の手続に参加することができる。

前項の規定により手続に参加する児童相談所長は、家事事件手続法第四十二条第七項に規定する利害関係参加人とみなす。

(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

この法律の施行の際現に係属している特別養子縁組の成立の審判事件に関する養子となる者の年齢についての要件及び当該審判事件の手続については、なお従前の例による。

(政令への委任)

前項に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

一 民法の一部改正

(一) 特別養子縁組の成立の審判の申立て時に十

五歳に達していない者は、養子となることができるものとするとともに、十五歳に達する前から引き続き養親となる者に監護されており、十五歳に達するまでに申立てができる。

由がある場合には、申立て時に十五歳以上であつても養子となることができるもの等とすること。

(二) 特別養子縁組が成立するまでに十八歳に達した者は、養子となることができないものとすること。

べき者の監護が著しく困難であること、養子となるべき者の父母の同意等の要件があ

る場合に、第一段階の審判として、特別養子適格の確認の審判をすることができる旨

の規定を設けるものとすること。

(二) 特別養子縁組の成立の審判に係る規律の見直し

(1) 第二段階の特別養子縁組の成立の審判における養子となるべき者は、特別養子

民法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

二 議案の目的及び要旨

本案は、特別養子制度の利用を促進するため、養子となる者の年齢の上限を引き上げるとともに、特別養子適格の確認の審判の新設、特別養子縁組の成立の審判に係る規定の整備、児童相談所長が特別養子適格の確認の審判の手続に参加することができる制度の新設等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

適格の確認の審判を受けた者でなければ
ならない旨の規定を設けるものとするこ
と。

(2)

養子となるべき者の父母は、特別養子
縁組の成立の審判の手続に参加すること
ができない旨の規定を設けるものとする
こと。

(3) (1)の特別養子適格の確認の審判の手続に
おいてされた子の父母の同意について、撤
回を制限する旨の規定を設けるものとする
こと。

3 児童福祉法の一部改正

児童相談所長が、2の(1)の特別養子適格の
確認の審判の申立てをすることができるこ
ととともに、同審判の手続に参加するこ
とができることとする規定を設けるものとす
ること。

4 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日
から起算して一年を超えない範囲内において
政令で定める日から施行するものとするこ
と。

二 議案の可決理由

本案は、特別養子制度の利用を促進するた
め、養子となる者の年齢の上限を引き上げると
ともに、特別養子適格の確認の審判の新設、特
別養子縁組の成立の審判に係る規定の整備、児
童相談所長が特別養子適格の確認の審判の手続
に参加することができる制度の新設等の措置を
講じようとするもので、その措置は妥当なもの
と認め、これを可決すべきものと議決した次第
である。

右報告する。

令和元年五月二十四日

衆議院議長 大島 理森殿 法務委員長 葉梨 康弘

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改 正する法律案

右の議案を提出する。

令和元年五月二十四日

提出者 災害対策特別委員長 望月 義夫

定若しくは再生手続開始の決定を受けたとき」を
加え、同項ただし書中「政令で定める場合」を「次
の各号のいずれかに該当するとき」に改め、同項
に次の各号を加える。

一 災害援護資金の貸付けを受けた者が、第十
六条の規定により報告を求められて、正当な
理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をし
たとき。

二 災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人
が、当該災害援護資金の償還未済額を償還す
ることができると認められるとき。

三 第十三条を第十四条とし、第十二条の次に次の
一条を加える。

第十三条 市町村は、災害その他政令で定めるや
むを得ない理由により、災害援護資金の貸付け
を受けた者が支払期日に償還金を支払うことが
著しく困難になつたと認められるときは、償還
金の支払を猶予することができる。ただし、災
害援護資金の貸付けを受けた者が、第十六条の
規定により報告を求められて、正当な理由がな
く報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、
この限りでない。

2 前項の規定により償還金の支払が猶予された
ときは、災害援護資金の利子の計算について
は、当該償還金の支払によつて償還されるべき
であった災害援護資金は、猶予前の支払期日に
償還されたものとみなす。

本則に次の二章を加える。

第五章 雜則

第十五条を第十七条とし、第十四条を第十五条
とし、同条の次に次の二条を加える。
(報告等)

第十六条 市町村は、この法律の規定により、償
還金の支払を猶予し、又は災害援護資金の償還
未済額の全部若しくは一部の償還を免除するか
否かを判断するために必要があると認めるとき
は、災害援護資金の貸付けを受けた者又はその
保証人の収入又は資産の状況について、災害援
護資金の貸付けを受けた者若しくはその保証人
に報告を求め、又は官公署に対し必要な文書の
閲覧若しくは資料の提供を求めることができ
る。

第十三条第一項中「又は精神」を「精神」に改め、
「認められるとき」の下に「又は破産手続開始の決
議」を追加する。

(制度の周知徹底)

第十九条 国は、災害弔慰金及び災害障害見舞金
の支給並びに災害援護資金の貸付けの申請の機
会が確保されるよう、災害弔慰金及び災害障害
見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関
する制度の周知徹底を図るものとする。

附則第二項を削り、附則第一項を附則第一条と
し、附則に次の二条を加える。

第二条 市町村は、被災者生活再建支援法(平成
十年法律第六十六号)附則に規定する都道府県
の基金に対する資金の拠出があつた日前に生
じた災害に係る償還免除の特例)

第三条 市町村は、被災者生活再建支援法(平成
十年法律第六十六号)附則に規定する都道府県
の基金に対する資金の拠出があつた日として内
閣総理大臣が告示する日前に生じた災害に係る
災害援護資金について、当該災害援護資金の貸
付けを受けた者がその収入及び資産の状況によ
り当該災害援護資金を償還することが著しく困
難であると認められる場合として内閣府令で定
める場合には、当該災害援護資金の償還未済額
の全部又は一部の償還を免除することができます。
ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者が、
正當な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告
をしたときは、この限りでない。

4 都道府県は、市町村が前項の規定により災害
援護資金の償還を免除したときは、当該市町村
に対し、その免除した金額に相当する額の貸付
金の償還を免除するものとする。

5 国は、指定都市又は都道府県が第一項又は前
項の規定により災害援護資金又は貸付金の償還
を免除したときは、当該指定都市又は都道府県
に対し、その免除した金額の三分の二に相当す
る額の貸付金の償還を免除するものとする。

(市町村における合議制の機関)

第十八条 市町村は、災害弔慰金及び災害障害見
舞金の支給に関する事項を調査審議するため、
条例の定めるところにより、審議会その他の合
議制の機関を置くよう努めるものとする。

(平成三十一年四月一日前に生じた災害に係る災害援護資金の保証債権に関する特例)

第三条 平成三十一年四月一日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人に対して有する権利について、市町村が、当該災害援護資金の償還期間の終期から十年を経過した後に地方自治法の規定により議会の議決を経て当該権利を放棄したときは、都道府県は、

当該市町村に対し、当該保証人の保証を受けた者であつて内閣府令で定める事由があるものの災害援護資金の償還未済額に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

2 国は、都道府県が前項の規定により貸付金の償還を免除したときは、当該都道府県に対し、その免除した金額の三分の二に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

3 平成三十一年四月一日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人に対して有する権利について、指定都市が、当該災害援護資金の貸付けを受けた者との議決を経て当該権利を放棄したときは、国は、当該指定都市に対し、当該保証人の保証を受けた者であつて第一項の内閣府令で定める事由があるものの災害援護資金の償還未済額の三分の二に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

(財務大臣との協議)
第四条 内閣総理大臣は、附則第一項又は前条第一項の内閣府令を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

(施行期日)
附 則
第一条 この法律は、令和元年八月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

第二条 内閣総理大臣は、この法律による改正後の災害弔慰金の支給等に関する法律(以下「新法」という。)附則第二条第一項又は第三条第一項の内閣府令を定めようとするときは、この法律の施行の日前においても、財務大臣に協議することができる。

(経過措置)

第三条 この法律の施行前に市町村(特別区を含む。次条において同じ。)が地方自治法(昭和十二年法律第六十七号。これに基づく命令を含む。)の規定によりした新法附則第二条第一項に規定する災害に係る災害援護資金に係る債務の免除(同項に規定する場合にされたものに限る。)は、同項の規定による免除とみなす。

第四条 新法附則第三条の規定は、この法律の施行前に、市町村が、平成三十一年四月一日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人に対して有する権利について、当該災害援護資金の償還期間の終期から十年を経過した後に地方自治法の規定により議会の議決を経て当該権利を放棄したときは、国は、当該指定都市に対し、当該保証人の保証を受けた者であつて第一項の内閣府令で定める事由があるものの災害援護資金の償還未済額の三分の二に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第五条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第一百三十三条第一項中「第十三条第一項」を「第十一条第一項」に改める。)

る合議制の機関の設置、制度の周知徹底等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行による減収見込額は、約六十億円である。
本案施行による減収見込額は、約六十億円である。

当該児童の状況の把握その他の措置により当該児童の安全を確保すること。

第十一條第二項中「対し、」の下に「体制の整備その他の措置について」を加え、同条第四項中「第一項第二号へ」を「第一項第二号ト」に改め、同条次の二項を加える。

都道府県は、この法律による事務を適切に行うために必要な体制の整備に努めるとともに、当該事務に従事する職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な措置を講じなければならない。

都道府県は、前項の体制の整備及び措置の実施に際し、必要な支援を行うよう努めなければならない。

国は、都道府県における前項の体制の整備及び措置の実施に際し、必要な支援を行うよう努めなければならない。

国は、前項の措置を援助するために、児童相談所の業務の質の適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならない。

理 由

災害援護資金の貸付けを受けた者が置かれていた状況等に鑑み、償還金の支払猶予、償還免除の対象範囲の拡大、償還免除の特例、市町村における

(号外)

<p>に準ずる資格を有する者又は同項第五号に該当する者に改め、同条に次の二項を加える。</p> <p>前項第一号に規定する指導をつかさどる所員の数は、政令で定める基準を標準として都道府県が定めるものとする。</p> <p>第十三条第三項中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。</p> <p>五 精神保健福祉士</p> <p>六 公認心理師</p> <p>第十三条第五項中「他の児童福祉司が前項の職務を行うため必要な専門的技術に関する指導及び教育を行う児童福祉司」を「指導教育担当児童福祉司」に改め、同条第六項中「前項の指導及び教育を行う児童福祉司」を「指導教育担当児童福祉司」に改め、同条第四項の次に次の二項を加える。</p> <p>児童福祉司の中には、他の児童福祉司が前項の職務を行うため必要な専門的技術に関する指導及び教育を行う児童福祉司(次項及び第七項において「指導教育担当児童福祉司」といいう)が含まれなければならない。</p> <p>第三十三条の二第二項及び第四十七条第三項に次のだし書きを加える。</p> <p>ただし、体罰を加えることはできない。</p> <p>第二条 児童福祉法の一部を次のように改正する。</p> <p>第六項中「第二項」を「第三項」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。</p>
--

<p>児童相談所の管轄区域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件について政令で定める基準を参照して都道府県が定めるものとする。</p> <p>第十二条の三第六項中「指導を」を「心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導を」に「次の各号に掲げる指導の区分に応じ、当該各号に定める者を」「第二項第一号に該当する者若しくはこれに準ずる資格を有する者、同項第二号に該当する者又は同項第五号に該当する者に改め、同項各号を削り、同条第七項中「前項第一号」を「前項」に改め、同条に次の二項を加える。</p> <p>児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員の中には、医師及び保健師が、それぞれ一人以上含まれなければならない。</p> <p>第十二条の五中「児童相談所の管轄区域」を「当該都道府県内の児童相談所を援助する中央児童相談所の指定」に改める。</p> <p>第十三条第三項第二号中「以上」の下に「相談援助業務」を、「業務」の下に「をいう。第七号において同じ。」を加え、同項第七号中「児童福祉事業」を「相談援助業務」に改め、同条第六項中「者」の下に「であつて、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修の課程を修了したもの」を加える。</p> <p>(児童虐待の防止等に関する法律の一部改正)</p> <p>第三条 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第五条第一項中「病院」の下に「、都道府県警察、婦人相談所、教育委員会、配偶者からの暴力による改正後の児童福祉法(次条において「新法」という。)第十三条第三項の規定により任用された児童福祉司とみなす。</p>
--

<p>力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センター」を、「弁護士」の下に「、警察官、婦人相談員」を加え、同条中第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。</p> <p>3 第一項に規定する者は、正当な理由がない、その職務に関して知り得た児童虐待を受けたと思われる児童に関する秘密を漏らしてはならない。</p> <p>4 前項の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第二項の規定による国及び地方公共団体の施策に協力するよう努める義務の遵守を実施する。</p> <p>第三条第三項第三号中「及び第八条の三」を「、第八条の三及び第九条」に改める。</p> <p>第九条中「福祉事務所等」を「福祉事務所、児童相談所その他の」に改める。</p>
--

<p>第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 附則第四条の規定 公布の日 (施行期日) 二 第二条(次号に掲げる規定を除く。)の規定並びに次条及び附則第三条の規定 平成三十一年四月一日 三 第二条中児童福祉法第十二条の改正規定(同条第四項及び第六項に係る部分並びに同条第一項の次に二項を加える部分に限る。)及び同法第十二条の五の改正規定 平成三十五年四月一日 (児童福祉司に関する経過措置)</p> <p>第二条 前条第二号に掲げる規定の施行の際現に任用されている児童福祉司は、第二条の規定による改正後の児童福祉法(次条において「新法」という。)第十三条第三項の規定により任用された児童福祉司とみなす。</p>
--

(指導教育担当児童福祉司に関する経過措置)

第三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前に実施された第一条の規定による改正前の児童

福祉法第十三条第九項(第一条の規定による改正前にあつては、同条の規定による改正前の児童福祉法第十三第八項)に規定する厚生労働大臣が定める基準に適合する研修(厚生労働大臣が定めるものに限る)は、同号に掲げる規定の施行後は、新法第十三条第六項に規定する厚生労働大臣が定める基準に適合する研修とみなす。

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めること。

(調整規定)

第五条 この法律の施行の日が民法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第一号)の施行の日前である場合には、同法第三条のうち児童福祉法第十一項第二号トの改正規定中「第十一条第一項第二号ト」とあるのは、「第十一条第一項第二号チ」とする。

(検討等)

第六条 政府は、この法律の施行後一年を目途とする手続の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後一年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、児童の福祉に関する専門的な知識及び技術を必要とする支援を行う者についての資格の在り方その他の該者についての必要な資質の向上を図るための

方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(少年法の一部改正)

第七条 少年法(昭和二十三年法律第一百六十八号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「第十二条の三第二項第四号」を「第十二条の三第二項第六号」に改める。

理由

児童虐待防止対策の強化を図るため、親権者等による体罰の禁止、児童相談所への医師等の専門職の配置、児童相談所の管轄区域に係る参酌基準の創設、児童虐待を受けた児童の保護等のために協力すべき機関の明確化等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

児童虐待防止対策の強化を図るため、親権者等による体罰の禁止、児童相談所への医師等の専門職の配置、児童相談所の管轄区域に係る参酌基準の創設、児童虐待を受けた児童の保護等のために協力すべき機関の明確化等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

児童虐待防止対策の強化を図るため、親権者等による体罰の禁止、児童相談所への医師等の専門職の配置、児童相談所の管轄区域に係る参酌基準の創設、児童虐待を受けた児童の保護等のために協力すべき機関の明確化等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

る等の措置を講じなければならないこと。

4 児童相談所において常時弁護士による助言又は指導の下で法律関連業務を行うための体制整備、児童相談所への医師及び保健師の配置、児童福祉司の任用要件の見直し等による児童相談所職員の資質の向上を図るとともに、都道府県知事は、児童相談所が行う業務の質の評価を行うこと等により、その業務の質の向上に努めなければならないこととする

こと。

5 児童相談所の管轄区域は、人口その他の社会的条件について政令で定める基準を参酌して都道府県が定めるものとすること。

6 学校、教育委員会、児童福祉施設等の職員は、正当な理由なく、その職務上知り得た児童虐待を受けたと思われる児童に関する秘密を漏らしてはならないこととする

こと。

5 児童相談所の管轄区域は、人口その他の社会的条件について政令で定める基準を参酌して都道府県が定めるものとすること。

6 学校、教育委員会、児童福祉施設等の職員は、正当な理由なく、その職務上知り得た児童虐待を受けたと思われる児童に関する秘密を漏らしてはならないこととする

こと。

7 ドムステイック・バイオレンス対策との連携強化を図るため、児童相談所と配偶者暴力相談支援センターについて、相互に連携協力を努めるべき機関として法律上明確化すること。

8 政府は、この法律の施行後二年を目途として、民法に定める懲戒権の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 親権者は、児童のしつけに際して、体罰を加えてはならないこととともに、児童相談所長等は、児童に対し、体罰を加えることはできないことすること。

9 政府は、この法律の施行後五年間を目途として、中核市及び特別区が児童相談所を設置できるよう、設置に係る支援その他の必要な措置を講ずるものとする

こと。

10 この法律は、一部を除き、平成三十一年四月一日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の状況等を勘案し、児童相談所等の整備並びに児童虐待防止対策の強化を図るための児童相談所の体制強化等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 政府は、前項の支援を講ずるに当たっては、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び設置促進並びに関係機関間の連携強化等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

2 都道府県の業務として、児童の安全を確保すること。

3 都道府県は、児童の一時保護等の介入的対応を行う職員と保護者支援を行う職員を分け

権利擁護、児童相談所の体制強化及び設置促進並びに関係機関間の連携強化等の措置を講ずることは、時宜に適するものと認めるが、児童福祉司の数の基準に関する政令は、各児童相談所の管轄区域内の人口、児童虐待に係る相談に応じた件数、里親への委託の状況及び市町村における児童福祉法による事務の実施状況その他の条件を総合的に勘案して定めるものとすること等の修正を行う必要があると認め、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した。

なお、別紙とのおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

令和元年五月二十四日

厚生労働委員長 富岡 勉
衆議院議長 大島 理森殿

〔別紙〕

(小学及び一は修止)

(児童福祉法の一部改正)

第一条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第三条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第四条 第二項中「相互間」の下に「又は関係地方公共団体相互間、市町村、児童相談所、福祉事務所、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十号)第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センター」という、「学校及び医療機関の間」を加え、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の二項を加える。

第六項 児童相談所の所長は、児童虐待を受けた児童が住所又は居所を当該児童相談所の管轄区域外に移転する場合においては、当該児童の家庭環境その他の環境の変化による影響に鑑み、当該児童及び当該児童虐待を行った保護者について、その移転の前後において指導、助言その他の必要な支援が切れ目なく行われるよう、移転先の住所又は居所を管轄する児童相談所の所長に対し、速やかに必要な情報の提供を行ふものとする。この場合において、当該情報の提供を受けた児童相談所長は、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十五条の第一項に規定する保護児童対策地域協議会が速やかに当該情報の交換を行うことができると認めるものとする。

第五条 第二項中「病院」の下に「都道府県警察、婦人相談所、教育委員会、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センター」を「弁護士」を削る。

第六条 公認心理師

第二十一条の十の二第一項中「平成十二年法律第八十二条」を削る。

第二十五条の三に次の二項を加える。

関係機関等は、前項の規定に基づき、協議会から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあつた場合には、これに応するよう努めなければならない。

令和元年五月二十八日 衆議院会議録第二十六号

児童虐待防止対策の強化を図るために児童福祉法等の一部を改正する法律案及び同報告書

第三十三条の二第二項及び第四十七条第三項に次のただし書きを加える。

ただし、体罰を加えることはできない。

第三十四条の二第一項第四号中「児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する」を削り、「同法」を「児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する」を削る。

第四十七条第三項に次のただし書きを加える。

ただし、体罰を加えることはできない。

第三十四条の二第一項第四号中「児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する」を削る。

第四十七条第三項に次のただし書きを加える。

児童虐待の防止等に関する法律の一部改正

第二年法律第八十二号の一部を次のように改正する。

第三条 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第二年法律第八十二号の一部を次のように改正する。

士」の下に「警察官、婦人相談員」を加え、同条中第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項に規定する者は、正当な理由がない限り、その職務に関して知り得た児童虐待を受けたと思われる児童に関する秘密を漏らしてはならない。

4 前項の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第二項の規定による国及び地方公共団体の施策に協力するよう努める義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

第六条第二項中「昭和二十二年法律第六十四号」を削る。

第六条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第一項から第四項までを「一項ずつ繰り下げ、同条第一項として次の二項を加える。

都道府県知事又は児童相談所長は、児童虐待を行った保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号又は第二十六条第一項第二号の規定により指導を行う場合は、当該保護者について、児童虐待の再発を防止するため、医学的又は心理学的知見に基づく指導を行うよう努めるものとする。

第六条第二項中「昭和二十二年法律第六十四号」を削る。

第六条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同条第一項として次の二項を加える。

都道府県知事又は児童相談所長は、児童虐待を行った保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号又は第二十六条第一項第二号の規定により指導を行う場合は、当該保護者について、児童虐待の再発を防止するため、医学的又は心理学的知見に基づく指導を行うよう努めるものとする。

従事する職員並びに同法第三十三条第一項又は第二項の規定による児童の一時保護を行つた児童福祉司以外の者に当該児童に係る保護者への指導を行わせることその他必要な措置を講じなければならない。

第十六条第一項中「見込られる効果」の下に「当該児童の家庭環境を加え、同条第六項」に改め、同条第二項中「第十一條第一項」を「第十一條第一項〇第十四項」に改め、同条第二項中「「正当な理由がない」を加える。

第十六条第一項中「見込られる効果」の下に「当該児童の家庭環境を加え、同条第六項」に改め、同条第二項中「「正当な理由がない」を加える。

4 附則

〔施行期日〕

第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条〇、第七条第一項及び第八条第一項に掲げる規定を除く。の規定

二 第二条(次号に掲げる規定を除く。)の規定

並びに次条及び附則第三条の規定

平成三十一年四月一日

三 第二条中児童福祉法第十二条の改正規定(同条第四項及び第六項に係る部分並びに同条第一項の次に一項を加える部分に限る。)及び同法第十二条の五の改正規定(同法第十二条の五の改正規定)

一 附則第四条〇、第七条第一項及び第八条第一項に掲げる規定を除く。の規定

二 第二条(次号に掲げる規定を除く。)の規定

並びに次条及び附則第三条の規定

平成三十一年四月一日

〔調整規定〕

第五条 この法律の施行の日の日が民法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第三十一条第一項第一号)の施行の日前である場合には、同法第三条のうち児童福祉法第十二条第一項第二号トの改正規定中「第十二条第一項第二号ト」とあるのは、「第十二条第一項第二号チ」とする。

(児童福祉司の数の基準に関する見直し)

第六条 第一条の規定による改正後の児童福祉法第十三条第二項に規定する政令で定める基準については、児童福祉司の数に対する児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待(次条第八項及び第九項において単に「児童虐待」という。)に係る相談に応じる件数が過重なものとならないよう、必要な見直しが行われるものとする。

(検討等)

第七条 政府は、速やかに、児童相談所の職員の処遇の改善に資するための措置、児童福祉法第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設及び同法第三十三条第一項又は第二項の委託を受け、一時保護を行う者の量的拡充に係る方策、当該施設又は当該者が行う一時保護の質的向上に係る方策その他の児童相談所の体制の強化に対する国の支援その他措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後一年を目途として、児童福祉法第六条の三第八項に規定する要保護児童を適切に保護するために都道府県及び児童相談所が採る一時保護その他の措置に係る手続の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

123 政府は、この法律の施行後一年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、児童の福祉に関する専門的な知識及び技術を必要とする支援を行なう者についての資格の在り方その他の当該者についての必要な資質の向上を図るために方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

13⁴ 政府は、この法律の施行後二年を目途として、児童の保護及び支援に当たって、○児童が意見を述べることができる機会の確保、当該機会における児童を支援する仕組みの構築○児童の権利を擁護する仕組みの構築○その他の児童の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるための措置の在り方○自ら意見を述べることができる機会の確保、当該機会における児童を支援する仕組みの構築○児童の権利を擁護する仕組みの構築○その他の児童の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるための措置の在り方

について検討を加え、必要があると認めるものとする。

14⁵ 政府は、この法律の施行後二年を目途として、民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百二十二条の規定の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

15⁶ 政府は、この法律の施行後五年間を目途として、児童相談所及び児童福祉法第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設(以下この項及び第七項において「児童相談所等」という。)の整備の状況、児童福祉司その他の児童相談所の職員の確保の状況等を勘案し、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)

16⁷ 政府は、前項の支援を講ずるに当たっては、別区が児童相談所を設置することができるよう、児童相談所等の整備並びに職員の確保及び育成の支援その他必要な措置を講ずるものとする。

〔別紙〕

児童虐待防止対策の強化を図るための児童

福祉法等の一部を改正する法律案に対する

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、この法律の施行後五年を目途として、第五項の支援その他必要な措置の実施状況、児童相談所の設置状況及び児童虐待をめぐる状況等を勘案し、児童相談所等の整備並びに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

17⁸ 政府は、この法律の施行後五年を目途として、第五項の支援その他必要な措置の実施状況、児童相談所の設置状況及び児童虐待をめぐる状況等を勘案し、児童相談所等の整備並びに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

二 虐待リスクの高い子どもを早期に発見し、支援につなげられるよう、乳幼児健診及び就学時健診未受診者、未就園、不就学等の子どもに関する安全確認を定期的に実施すること。また、学校健診、保育園健診の充実を検討すること。

三 若い世代をはじめ、子育てに悩みを抱える者等が相談・支援につながりやすい仕組みづくりを進めるため、SNS等を活用した相談窓口を開設を進めること。

四 医師、歯科医師その他の医療従事者から児童虐待に関する通告又は児童相談所の対応に対し社会における更生のため指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第二項に規定する配偶者からの暴力による加害者の地域社会における更生のため指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(少年法の一一部改正)

〔別紙〕

児童虐待のため必要な知識・技術を十分に有する医師、歯科医師、保健師、助産師及び看護師の確保、養成に努めること。

児童虐待の発見のため必要な知識・技術を十分に有する医師、歯科医師、保健師、助産師及び看護師の確保、養成に努めること。

児童虐待の発見のため必要な知識・技術を十分に有する医師、歯科医師、保健師、助産師及び看護師の確保、養成に努めること。

五 子ども自身が教職員等に適切に相談することができるよう、学校教育の場において児童虐待に対する正しい知識を提供できる取組を推進すること。

六 また、学校、教育委員会の教職員等に対し、子どもの権利条約の周知も含めて必要な研修を実施するなど、教育現場における児童虐待対応の向上に努めること。

六 児童虐待防止対策体制総合強化プランに基づく児童福祉司等の増員を確実に進めるとともに、その資質の向上が図られるよう、中長期的な研修の実施を含め、人材確保のため必要な措置を講ずること。

また、児童福祉司一人当たりの相談対応件数が平均で四十件を超えないよう、更なる増員に

に関する施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

九 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の規定の施行の状況を勘案し、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援並びに保護者に対する指導及び支援の在り方その他の児童虐待の防止等

向けた人材・財源確保に努めるとともに、非常勤職員の常勤化を含め、児童虐待に係る相談に応ずるための職員の処遇改善に努めること。

七 児童福祉司をはじめとした児童福祉を担う人材の専門性の向上に当たっては、地方自治体の職員が十分な経験を積み上げることが必要不可欠であることから、当該職員の人事異動等に際し、地方自治体に対し配慮を求めるなど、必要な措置を講ずること。

また、児童相談所における介入機能と支援機能の分化に当たっては、一体的な対応が必要なケースもあることを踏まえつつ、各児童相談所の実情等に応じた柔軟な取組が行えるようにすること。

八 市町村における相談支援体制を強化するため、全市町村における子ども家庭総合支援拠点の設置・運営のため必要な支援の拡充を図ること。

九 一時保護を必要とする子どもが適切な環境の下で保護されるよう、一時保護の受け皿の整備を早急に進めること。

また、一時保護中においても、従前の学校に通学できるようにするなど、子どもの生活環境に配慮した一時保護所の環境改善に努めるこ

と。

十 要保護児童対策地域協議会の実効性を向上させ、関係機関が有機的に連携しながら活動できることや、調整担当者の研修内容の充実や入ることが望ましい構成機関、効果的な運営方法に関するガイドラインの作成などにより必要な支援を講ずること。

十一 中核市及び特別区における児童相談所の設置を目指し、設置に係る必要かつ十分な支援を得られるよう努めること。

また、不交付団体に対する支援について検討

すること。

十二 児童虐待の対応に当たり、家庭が転居する

際には、リスクが増加するため十分な注意を払

いつつ、地方自治体間の引継ぎを徹底するとと

もに、児童相談所及び市町村相互間の情報共有

を効率的かつ効果的に行うことができるよう、

推進すること。

十三 児童相談所における援助方針会議の会議録には、後で検証ができるように、組織としての

判断とその判断の理由を明確に記録するよう支

援を行うこと。

十四 警察と児童相談所との連携が円滑にくくよ

う警察と児童相談所の合同研修の実施や、警察

における虐待対応の専門部署の設置等を通じ、

交番等における早期発見など、警察及び児童相

談所双方の対応力の強化を図ること。

十五 虐待対応とDV対応の連携の実効性を確保

するため、婦人相談員の専門性確保や待遇改善

など、必要となる体制整備等の措置を講ずること。

十六 虐待の再発を防止するため、加害者である

保護者への支援プログラムについて、必要な專

門人材の養成などの支援体制を充実させ、プロ

グラムの実施を推進すること。

十七 一時保護等から家庭復帰した後の虐待の再

発により、子どもが被害を受けることも少なく

ないことから、家庭復帰後の一定期間において

児童相談所による家庭訪問の実施等を通じて

児童からの意見の聴取や養育状況等を把握する

とともに、切れ目なく保護者支援が実施され

るよう、必要な措置を講ずること。

十八 児童虐待が再発した状況等に関する調査、

分析等を行い、必要な対策を講ずること。

十九 新しい社会的養育ビジョンを踏まえ、里親

の開拓、研修及び養成のほか、フォースターリング

機関の整備等の支援体制を拡充すること。

二十 心理的困難や苦しみを抱えているなど、里

親委託が難しい子どもたちもいることから、心

理的治療や相談援助を行う児童心理治療施設の

整備が図られるよう、必要な支援を講ずること。

二十一 児童養護施設等の施設内における暴力、

性暴力について、実態調査の結果等を踏まえ、必

要な対策について早急に検討を行い、必

要な措置を講ずること。

また、被害にあった子どもが、継続的に心身

のケアを受けることができるため必要な措置

を早急に講ずること。

二十二 子どもの死因に関する情報の収集、管

理、活用等に関する体制整備の在り方について

速やかに検討し、虐待の再発防止に資するよう

必要な措置を講ずること。

二十三 子どもが意見を述べることを支援するた

めの制度を構築し、子どもの最善の利益を確保

するため、いわゆるアドボケイト制度の導入に

向けた検討を早急に行うこと。

二十四 児童相談所全国共通ダイヤル一八九(い

ちはやく)について早急に無料化を実現する

とともに、運用改善による通告者及び相談者等の

利便性の向上に努めること。

四七

官報(号外)

令和元年五月二十八日

衆議院會議錄第二十六号

四八

第明治三十五年三月三十日
種郵便物認可

発行所
二東京一〇五番地虎ノ門二丁目
独立行政法人國立印刷局

電話
03(3587)4294

定価
(本体) 二三六円
(手配) 二二〇円